

◎議 事 日 程（第3号）

平成27年9月7日（月曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	杉村 義仁 君
13番	島田 浩 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総 務 部 長	飯谷 幸良 君	企 画 部 長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教 育 部 長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消 防 長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議 事 課 長	加納 敏夫
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位6番の4番・神田康史議員の質問を許します。

4番・神田康史議員。

○4番（神田康史君）

議長の許可をいただきましたので、発言通告書に従って一般質問をさせていただきます。

テーマは、マイナンバー制度であります。

今から、るる私お話をさせていただきます。その後に質問をさせていただきますので、行政側の答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、させていただきます。

2013年5月31日、社会保障・税番号制度を具体化する法律として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これがいわゆるマイナンバー法であります。それ及びその関連法規が公布されました。これを受けて、現在行政機関、地方公共団体などにおいて、システム改修や業務のフローの見直しなどが進められております。

マイナンバー制度の根幹は、全ての国民に個人番号、つまりマイナンバーを指定することであり、この番号は国が国民を管理する番号で、正式には個人番号といい、この制度は国民一人一人に深くかかわっている制度であるということは言うまでもありません。また、マイナンバーを行政事務において利用することにより、住民の利便性向上を図るとともに、行政運営の効率を図る地方公共団体において、あるいは市町村への給与支払い報告書等の提出など行政事務を補完するものとしてマイナンバーを利用することになっている民間事業者に対しても、大きな影響を及ぼす制度であります。

実際、私たちは日常生活においてさまざまな番号を持っております。国民健康保険の番号、あるいは社会保険、健康保険の番号、被保険者番号ですね、あるいは基礎年金番号、雇用保険における被保険者番号。これらは全て役所ごとに任意に振られた番号であり、行政の効率化を求めるのであれば、1つの番号で全てが処理できるという利便性の享受という意味においては十分理解できる制度ではあると思います。

しかし、もしこの番号が悪用されたら大変な社会問題になると言えます。年金の不正受給、生活保護の不正受給等、枚挙にいとまがありません。今般、国はマイナンバーを一律国民に付番することにより、1つ、社会保障の領域。つまり年金、医療、福祉、労働、こういった領域。2番目、税の領域。税務当局に提出する確定申告書、あるいは各種支払い調書等。3番目に、災害対策。被災者生活再建支援金の支給、あるいは被災者台帳の作成等、こういった領域。この3つの分野でのみ使用可能との制限を設けております。実際は、このほかに社会保障、地方税、災害対策に対する事務やこれらに類する事務を行う地方公共団体が条例で定める事務においてもマイナンバーを利用することができます。また、先ほどの民間事業者も、税、社会保険、労働保険の領域の手続でマイナンバーを取り扱うこととなります。

マイナンバーの導入背景は、後に行政より公式回答を求めますけれども、行政の効率化や公平・公正な社会の実現及び国民の利便性の向上という公式な見解のみならず、私的な見解から察するに、税の領域では、まずは国の財政規律を正すという側面から、歳入の確保を目的とした所得の捕捉率を上げるということに尽きるのではないのでしょうか。つまり、入りを制することにあると考えます。

現在、国の借金は1,057兆2,235億円。内訳は国債、借入金、政府短期証券等々ありますけれども、財務省は15年度末には国の借金が1,067兆円に達する可能性があるから見込んでいます。これは先般の中日新聞にも書いてありました。今、日本の総人口1億2,695万人で割ると、1人当たり833万円の借金となります。

また、所得の捕捉率という視点からは、昔から十、五、三、一、つまりサラリーマンの10、100%、自営業者の5、50%、農業従事者の3、30%、政治家のピン、10%と呼ばれるように、捕捉率格差の問題があります。自主申告納税制度の建前上、どうしても脱税に流れやすいという側面がありますし、結局、税の領域の話でいくと、この制度の本来の目的というか究極の目的は脱税対策にあるといっても過言ではないと思います。

次に、社会保障の領域では、先般、50年近く年金不正受給した案件が新聞報道で明らかになりました。その内容は、旧恵那市役所の職員である彼女が詐欺と有印私文書偽造の疑いで警察に逮捕されたということであります。内容は、両親の死亡を半世紀近くにわたりひた隠しし、総額5,100万に上る年金を不正に受け取っていたということであります。大半は、公訴時効、7年間の時効が成立していますので回収不可能となっています。生きていれば、母親は110歳、父親は112歳で、誕生日前に来る現況届に虚偽記載し提出して不正に年金を受け取ったものということです。ちなみに、彼女は86歳です。合併以前の恵那市役所で会計課や税務課に勤務していて、通常、死亡の場合埋葬許可等が必要であり、そのデータが社会保険庁に届いていれば、こんな不正受給はあり得ないはずです。

また、生活保護のもとにおける不透明な給付も時々散見されます。失業給付を受給しながらのパート、アルバイト労働における所得の無申告等もこの領域においてよく発覚することであり、総じて社会保障の領域では給付の重複問題と考えられます。所得の把握にしる社会保障の各種給付にしる、個人番号で横串を刺せば全てを赤裸々にできますが、プライバシーの保護か

らすると社会問題化する危険があります。

3番目の防災の領域では、活用範囲未知数と聞いております。そうすると、やはり真の狙いは税と社会保障の領域にあるということなのではないでしょうか。

おおむね以上が、私のマイナンバー制度に対する背景として考えている、あくまでも私的な見解であります。

マイナンバー制度の実施に際しては、まず情報漏えい問題が懸念材料として上がります。先進主要国において、既にマイナンバー制度は実施済みであり、日本が最後であると聞いています。アメリカでは、情報漏えい被害約200万、損害額5兆円と聞いています。よって、安全管理に対する整備体制を構築することが喫緊の問題であり、最重要課題と考えます。この制度の実施に際して、後の質問でじっくりお聞きしたいと思います。

また、マイナンバー法はかなり厳しい制約や罰則規定が用意されています。例えば、制約については個人番号の利用に関する制約、特定個人情報の管理に関する制約、特定個人情報保護委員会の設置等であります。また、違反者に対しては厳しい罰則を科すことで、厳格な管理を要求しております。罰則の対象となる行為については、特定個人情報ファイルを故意に漏えいした場合、これは罰則で4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金。業務に関し、知り得た個人番号の漏えい、盗用については、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金。不正アクセス等で個人番号を取得した場合、これは3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金。個人情報保護委員会の業務改善命令に従わなかった場合、これ2年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金。同様の検査忌避をした場合、回避した場合ですね、1年以下の懲役、50万円以下の罰金。従業員が上記の違反を行った法人に対しても罰則が量定されています。この罰則規定の厳しさが、従来の個人情報保護法との違いを際立たせております。これについても、また後の質問で触れさせていただきます。

さて、今までマイナンバーについて、主に個人の側面のお話をしてきたわけですが、法人に対しては法人番号が国税庁長官より付番されることになっています。ただし、個人情報とは異なり、法人情報はプライバシー性が低いため、その番号は官民間問わずさまざまな用途で使用可能であり、法人のいわゆる3基本情報、つまり名称とか本店所在地とか法人番号とか、これらはさまざまな検索、閲覧可能なサービスをホームページですることが予定されています。

2016年1月、個人番号を交付。2017年1月、国の機関間における情報連携の開始あるいはマイポータルサイトの開始。2018年1月、地方公共団体との情報連携の運び。こんなような形になっておりまして、まだ一、二年猶予があるかなあという部分。逆に、その間にいろんな起きた不都合をあぶり出して改正をしていくという方向なのであろうと推測されます。まずは、じっくり成り行きを注視すべきと考えます。

さて、今までの話をさせていただきました。これにより、発言通告に従って質問させていただきます。なお、今回、再質問はいたしませんので、答弁の中で一步踏み込んだ回答を期待しております。意をくんでいただき、よろしく回答をお願いいたします。

それでは、まず、そもそもマイナンバー制度とは何か。制度の概要、仕組みの全体像を御説明いただきたいと思います。また、3分野に使用制限されますけれども、この3分野、先ほどるる私申し上げましたけれども、もう少し踏み込んで3分野とは何か。それから、従来の住基ネットとの違いにも言及して説明をお願いしたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

マイナンバー制度の御質問をいただきました。マイナンバー制度は、現在複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うため、国民一人一人に12桁の番号を指定し、法律の定めにより社会保障、税、災害対策の3つの分野に限定してその番号を活用し、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実に情報連携する制度であります。また、法人に対しては、国税庁より一法人ごとに13桁の法人番号が指定されます。法人番号は、個人番号と異なり広く一般に公開されます。

次に、3分野とはという質問でございましたが、社会保障、それから税、それから災害対策、こういったことであります。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体と行政機関で個々の日本人及び外国人住民を特定する情報を共有、利用することを目的として構築されたシステムであります。住基ネットで管理される情報は、本人確認情報と呼ばれる個人を特定するための情報です。本人確認情報は、住基票コード及び4情報（氏名、生年月日、性別、住所）、それと変更情報が含まれています。

住基ネットの利用範囲は、住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報について認められています。また、住民票コードは11桁の番号で、民間での利用は禁止されています。これに対して、マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策関係の分野となり、社会保障、税の事務では法の規定範囲内で民間の勤務先でも御利用されます。今回開始されるナンバー制度と住基ネットの違いは、主に利用分野と利用範囲が違います。

今後、住民基本台帳ネットワークシステムはそのまま継続されますが、住民基本台帳カードはマイナンバー制度が始まることにより、平成28年1月より順次個人番号カードへと切りかわっていきます。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

次の質問であります。

今、何ゆえマイナンバー制度を導入するのか。るる私見を私申し上げましたけれども、マイナンバー制度の導入の背景に重点を置いて、法の趣旨を含めて御説明いただきたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

この制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、先ほどから出ていますマイナンバー法の関係ですけど、及びその関連法が成立し、社会保障・税番号制度が導入され、開始されるものであります。

マイナンバー制度の導入趣旨は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であると

いうことの確認を行うための基盤であり、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として実施されます。以上であります。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

では、次に行きます。

マイナンバー制度の具体的実施スケジュールと広報について、お伺いしたいと思います。制度を見ると、個人は市町村より付番を受け、2種のカード、つまり通知カードと個人番号カードでありますけれども、これが配付されるようであります。

さて、これをどのように利用できるかについては未知数であります。市として独自の使用方法を検討しているのか否か、また今後のスケジュールの中で言及してほしいと思います。

また、法人は民間事業者として制度開始に向けた準備が必要であると考えています。これに対し、市はどのような周知徹底策、つまり広報をお考えなのか質問したいと思います。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうからは2種のカードにつきまして御説明をさせていただきます。

マイナンバーの通知につきましては、通知カードの送付によって行われます。通知カードは、10月から順次地方公共団体情報システム機構から世帯単位で簡易書留により送付されることになっております。通知カードは、紙製で基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）とマイナンバーが記載されております。通知カードは全ての方に送付されますが、個人カードにつきましては平成28年1月から希望される方に交付するものでございます。また、個人番号カード交付時に、通知カードにつきましては回収をさせていただきます。

個人番号カードはICチップの入った顔写真付きのカードで、公的個人認証の機能が標準装備されております。このカードは、公的な身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子申請に利用できます。

市としましては、独自利用につきましてはコンビニ交付とかカードの一元化など、現在勉強中でございます。

また、広報に関しましては、現在通知カードが皆さんに確実に届けられるよう、現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合は住所変更を届けていただくよう9月広報とホームページで御案内をさせていただいております。また、10月5日以降、医療機関・施設などへの長期入院・入所が見込まれ、かつ住所地に誰も居住されていない方などにつきましては、通知カードの送付先に係る居住情報登録申請書を提出していただく御案内をさせていただいております。以上であります。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、法人に関する御答弁をさせていただきます。

法人につきましては、事業者は社会保障及び税に関する各種法定調書において従業員の個人番号を取り扱うこととなります。このため、従業員等も勤務先に個人番号の提出を求められる場合もあります。法人におきましても、従業員等の個人番号を厳格に取り扱わなければならない

いこととなります。

事業者向けに対しては、主に総務省や国税庁、厚生労働省が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な内容を示していますが、市といたしましても、庁舎内に事業者向けの内容が掲載されたマイナンバー制度の冊子を設置したり、平成27年3月より市のホームページで掲載をさせていただいております。また、ことしの7月号では、市の広報の7月号ですけど、個人番号の重要性などの啓発活動を行わせていただきました。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

次の質問に行きたいと思います。

愛西市民、企業、いわゆる愛西市在住の広い意味での国民にとって、この制度のメリットとデメリット、つまり懸念はどうかという問題であります。市民にとって手続の簡素化が図られる反面、先般の日本年金機構の情報流出事件のような情報漏えいの危険が払拭できません。また、先進主要国では、先ほどお話ししたように、マイナンバー制度の実施は日本が最後であると聞きますし、アメリカにおいては200万人損害、損害額5兆円と聞きます。今般の個人番号カードが、クレジットカードや病院のカルテ同様に最重要であるとの認識が広報や教育によって担保できないと、我が国にとっても大変なことにならうかと思えます。それについて、御回答をお願いいたします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

マイナンバー制度については、大きなメリットがございます。1つ目は、行政の効率化ということで、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。2つ目に、住民の利便性の向上ということで、添付書類などの削減、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減されます。3つ目といたしまして、公平・公正な社会の実現ということで、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

また、今後個人情報の漏えいについて懸念するというような御意見をいただきましたが、次のような措置を予定しております。

まず、制度面における保護措置といたしまして、本人確認措置や法の規定によるものを除き、番号収集、保管等の禁止や、特定個人情報保護委員会による監視、法による罰則の強化、自己情報を確認できるサイトでの情報提供など、保護措置が行われております。

次に、システム面における保護措置についてであります。個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施。それから、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施。アクセス制御により、アクセスできる人の制限、管理を実施、通信の暗号化を実施、こういった措置を行っております。

このように、情報を1カ所に集めることなく個々の行政機関ごとで管理し、情報が直接収集

されないようにしたり、情報等に対して他の記号に置きかえるなど、他者から判明できないようなふうに保護されています。このような措置がされておりますので、安心・安全が確保されていると、こんなようなふうに国のほうもPRや報道をしております。以上でございます。

#### ○4番（神田康史君）

今までのる聞いてきたわけでありましてけれども、やはり一番払拭しづらい部分が安全対策であろうかと思っております。そこで、安全対策についてお聞きしたいと思います。

マイナンバーという特定個人情報が多く飛び交うため、その安全対策、つまりセキュリティが懸念されます。それに対する国・市の対応はいかがでしょうか。

先ほどの安全対策を担う国の機関に、特定個人情報保護委員会というものがあります。この組織の目的、権限について御説明ください。

個人情報保護法という従来の法律とマイナンバー法の関連について、御説明ください。

個人情報保護法に比べ、特に個人情報取り扱い事業者に対する罰則がマイナンバー法ではかなり強化されております。その理由もあわせて御説明ください。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、安全対策について御質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、番号法の規定に基づきまして、国の対応といたしましては、独立行政委員会でありまして特定個人情報保護委員会を立ち上げております。また、市の対応といたしましては、その委員会が定めております特定個人情報保護評価におきまして、特定個人情報の入ったファイルを保有しようとする際に、あらかじめ個人のプライバシーの影響を予測した上で情報漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずる、そういったことを宣言しております。

特定個人情報保護委員会の目的といたしましては、個人番号、その他の特定個人情報の利便性の向上に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを目的としております。権限といたしましては、特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督、また特定個人情報保護評価に関することなどがこれに当たります。

そして、個人情報の保護に関する法律におきまして、国や地方公共団体に対しまして、個人情報の適正な取り扱いを確保するための必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する旨を定めており、当該法律の趣旨にのっとり、国の場合は国の行政機関個人情報保護法において、地方公共団体におきましては個人情報保護条例において、それぞれ定めております。また、番号法は国の行政機関個人情報保護法や個人情報の保護に関する法律の特例について定めたものでありまして、その中で個人番号、その他の特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう規定がされております。

個人番号は、これを悪用して不当なデータマッチングに利用される危険がありまして、また特定個人情報ファイルは、その検索の容易性及びそれに含まれる個人情報の大量性ゆえに、これが漏えいした場合には個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあるためでございます。以上です。

○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

それでは、最後に安全対策について側面を変えて。

付番された個人ナンバーは、これ12桁と先ほど言われましたけれども、追跡可能か否か。

個人番号関係実施者である事業者——つまり法人とか個人の事業者ですけれども——における安全管理措置とは。

これについて、御説明をお願いしたいと思います。

○企画部長（佐藤信男君）

付番された個人ナンバーは追跡可能かという御質問でございますが、こちらのほうは市によっては追跡することはできません。ただし、マイナンバー制度の導入にあわせて新たに構築される個人向けのポータルサイトが開設され、国や自治体などの間の特定の個人情報のやりとりの記録について閲覧等ができる予定となっております。

続きまして、業者間ではマイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の適切な管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならないことになっております。また、従業員に対しても必要かつ適切な監督を行わなければならないと、こういうようになっております。このように、事業所におきましても安全管理における措置が講じられる必要があることになっております。以上です。

○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

さまざまな側面でマイナンバーについて聞いてきたわけでありましてけれども、今の国の置かれている状況を見ると、せざるを得ないという、逆に言うとそこまで追い込まれていっているのかなあと思う反面、セキュリティの問題についてはいろんな不祥事を耳にするにつけ、懸念が残らざるを得ません。さりとて、先進主要国で一番最後にこれを導入するという状況であれば、これもいたし方ないかなあと思います。ここ一、二年で具体的な動きができていくと思いますので、我々としても注視してじっくり見守っていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は10時50分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位7番の5番・竹村仁司議員の質問を許します。

5番・竹村仁司議員。

○5番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目、スポーツ・文化の振興、機構改革の目指すものの2点について質問をさせていただきます。

愛西市も合併10年を迎え、さまざまな面で次の10年を見据えた改革が求められています。いつまでも旧の2町2村のしがらみに縛られているわけにはいきません。先日、あるテレビ番組で識者の方がこう言われていました。日本の国は、これまでいろいろな面で統一を目指してきましたが、今後はその統一されたものを統合していく時代に入ったというものです。興味深い話で、地方行政にも当てはまる話だと思い、聞いていました。

愛西市に置きかえてみますと、合併当初から旧2町2村の枠組みを存続させ、2町でやっていたこと、2村でやっていたことを2町2村で統一して行うということを念頭に置いて進めてきたように思います。その一番の形が、分庁方式による庁舎運営ではなかったかと思えます。しかし、この形も合併10年を迎え、統合庁舎の完成により、見事一つになったわけです。今後は、さらに多くの分野で、この統一から統合が求められるべきだと思います。

そこで、大項目の1点目として、スポーツ・文化の振興です。特にスポーツの分野に重点をおいて話をします。市民の参加するスポーツイベントとして、体育大会があります。合併以前から引き継いできたわけですが、市内3地区で行われています。佐織地区、八開地区、立田地区の3地区です。合併後、統一を図るのであれば、佐屋地区が入り4地区とするのがベターではないかと思えます。しかしながら、そうならないで3地区のみが市からの交付金を受けて体育大会を10年間存続させてきました。ここに来て、体育大会に参加されている役員の方から、高齢化に伴い参加される方が少なくなった。少ないメンバーで幾つもの競技に参加しなくてはならない等々のお困りのお言葉をお聞きしました。

このように、地域に負担をかけている体育大会にこだわる必要があるのか。もともと、佐屋地区が含まれていないという経緯を見ても、この際、統合への道を模索してみてもよいのではないかと思えます。例えば、市統一のスポーツ大会、あるいはシティーマラソン大会などが考えられるのではないのでしょうか。

次に、スポーツ施設・文化施設などの市民の利用についてです。市の公共施設は、当然ですが市によって整備・維持管理が行われています。もちろん、市民の皆さんの税金を使って行われているわけです。そうした意味からいえば、市民の全ての方が利用できるわけです。しかし、現状はスポーツ教室や文化教室を行う方の利用が多く、全ての市民の方が利用できる状況ではありません。また、現状を見てみると、市外の方や団体が多く利用されているのも現実です。本来、市内公共施設においては、市民が最優先に利用できるというのがありべき姿ではないのでしょうか。そのためにも、市内利用者と市外利用者との違いが必要であると考えます。

そこで、数点質問させていただきます。

小項目1点目の質問として、現在の体育大会のこれまでの経緯と今後の見直し、市で統合したスポーツ大会は考えられないのかお伺いします。

小項目2点目の質問として、市内公共スポーツ施設・文化施設の年間利用者数の推移、全体で何名、市民・市外別でそれぞれ何名か。また、年間利用団体の推移、全体、市内、市外で何

団体あるのかお伺いします。さらに、利用者割合として市内、市外どれくらいになるか。利用団体割合も市内、市外でどれくらいになるのかお伺いします。

次に、大項目の2点目、機構改革の目指すものに移ります。今回の9月議会において、第1弾とも言える機構改革が議案として提出されました。これは始まりに過ぎず、この後もあるという私の見解で第1弾と言わせていただきましたが、統合庁舎の建設が決まってから、折あるごとに市民の方から聞かれることがありました。統合庁舎ができれば職員の数も減るんだよねという話です。中には誤解してみえる方もあって、これまでの4庁舎が皆同じ業務をしていて、その4つが1つになるんだから単純に減るんだろうというわけです。そうではないことは皆さん御存じなので、詳しくは説明しませんが、ただ統合庁舎になることで行政のスリム化、職員数の削減を望んでいるということは感じられます。また、市も決して職員の削減をためらっていただけではなく、この方法がいいのかどうかは別にして、新規採用を抑制し、定年退職者で削減を図ってきたわけです。あるいは、正職員を雇用するよりも、非正規・臨時職員で対応し、コスト削減を図ってきたとも言えるかもしれません。

しかしながら、行政改革の目指すものは、極めて厳しい財政状況のもと、さまざまな政策課題に効果的・効率的に対応していくため、経営意識に基づいた効率的な事務事業の推進やスリムで機動力のある組織づくり、健全な財政運営の確保に努めるほか、新しい時代にふさわしい人材の養成、新しい行政手法の推進を施策方向として、行政経営の観点から行財政改革を推進するものでなければならないはずです。この観点からいけば、今議会に提出された機構改革は第1弾と言わざるを得ないかと思えます。

そこで、さらにこの機構改革を進めるために、組織活性化の手法として、係制にかえてグループ制の導入を提案いたします。

ここで、資料としてお手元にナンバー1からナンバー3の、これは多治見市グループ制の手引というものにある図を抜粋したのですが、用意しましたので参考に話をさせていただきます。

最初のナンバー1の資料は、グループのくくりと事務分掌、事務分掌というのは事務の分担になります。上下で比較したものです。画面でも映していますが見にくいと思いますので、お手元の資料をごらんいただければいいかなと思います。係単位の事務分掌から課単位の事務分掌へ移行することにより、今までの係の分掌序列にこだわることなく、事務事業の関連性、合理的な執行などの観点から、事務事業のくくりを決定することができます。

済みません、ちょっと画面の資料をずらしてください。

グループ制の導入は、効率的に施策を推進するとともに、新たな行政課題などにも迅速かつ的確に対応できる、より柔軟で機動的な執行体制を整備することになります。さらに、職員の能力、経験や主体性をより発揮しやすい執行体制の整備も目的としています。

次に、ナンバー2の資料をお願いします。

係制・グループ制比較組織図になります。まず、上が現状の係制です。

この図面、ちょっと資料をずらしていただいていた方がいいですか。

グループ制では、課内の職務執行体制の決定は全て課長権限となり、業務を個々の職員に割り振り、課長が課の構成メンバーを直接指揮監督するフラットな組織体制となります。その上で、仕事を割り振った後に業務の性質、仕事の流れ、メンバーの業務などに応じ、幾つかのグループを編成し、行います。なお、グループはこれまでの係ほど強い結びつきではなく、仕事の忙しさに応じて自由に組みかえることができるものとし、グループにはリーダーを置きます。リーダーは、みずからも担当業務を持ちながらマネジメントも行います。また、意思決定の速い組織を目指すことから、課長補佐制度も廃止します。

最後に、ナンバー3の資料です。

グループ制組織図になります。グループ制の期待される効果としては、個々の職員の責任を明確にし、業務を分担することを基本とします。その上で、職員一人一人がパワーを出し切る体制となります。業務量の増大、業務内容の複雑化にも対応できるようになります。

図でもわかるように、幾つかのグループで同じ業務を担当しています。これまでも係間での応援体制はありましたが、係の壁をなくすことで業務による忙しさの差を埋め、効率的な運営ができるようになるものです。業務にスピード感が求められる時代ですので、これまでのピラミッド型の組織では決裁までに段階を踏まなければならない、意思決定までの時間がこれまでよりも短縮をされると思われます。

既に、お隣の津島市ではこのグループ制がとられています。数年間かけて作り上げられたものとお聞きしています。また、このグループ制は年功序列の考え方も排除します。現在、津島市さんでは40代の部長さんもお見えになります。この点では、人事評価のあり方も見直さなくてはならないと思いますので、一朝一夕ではできるものではないことも理解しているつもりです。その上で、愛西市も機構改革の仕上げは、このグループ制の導入という目標を持って進むべきと考えます。

そこで、数点質問させていただきます。

小項目の1点目の質問として、今議会に上程された機構改革の意義と今後求められることをお伺いします。その上で、現在の愛西市の職員で正規の職員数と非正規・臨時職員の数をお伺いします。さらに、現段階での正規職員の適正数は何名と考えられるのかお伺いします。

小項目の2点目の質問として、これまでにグループ制の導入について議論になったことがあるかどうか、今後の課題として導入のお考えがあるかどうかお伺いします。

以上で、総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、スポーツ・文化の振興についてということで、まず1点目の御質問に御答弁させていただきます。

体育大会の件につきましては、平成17年度の合併時までの旧町、旧村の経緯を引き継ぎできました。そして、現在につきましては、3地区（佐織地区、立田地区、八開地区）の体育大会につきましては、地区の特徴や推進協議会の構成等もさまざまであることから、それぞれの地区に合ったサポートをしております。

地区行事につきましては、地区のきずなを深めることにより地域の活性化を図り、地域住民間の融和を図る上で大切な事業であると考えております。現在ですけれども、体育協会が主催をいたします17種目のスポーツ協議会が市民大会として開催されております。また、子供から高齢者の方までを参加対象としたニュースポーツフェスティバル、そしていきいきジョギングといったイベントも毎年多くの参加をいただいておりますのが現状でございます。そういった状況からも、統合したスポーツ大会については、現在のところ考えておりません。

次に、2点目の御質問でございますスポーツ施設の利用者でございますけれども、平成26年度につきましては、体育施設で20万4,540名、運動場施設で10万2,756名。25年度でございます、体育館の施設につきましては20万6,495名、運動場施設で11万3,199名でございます。利用者数の市内・市外別につきましては、正確な集計はしておりませんので、よろしく願いをいたします。

次に、利用団体の推移でございます。平成26年度につきましては、体育館施設で市内で209団体、市外で124団体でございます。運動場施設につきましては、市内232団体、市外35団体でございます。平成25年度につきましては、体育館施設で市内180団体、市外111団体でございます。運動場施設につきましては、市内227団体、市外34団体でございます。

利用団体の割合は、使用件数といたしまして、平成26年度につきましては、体育館施設で市内7,238件、市外につきましては674件。運動場施設につきましては、市内2,347件、市外で13件ございました。次に、25年度でございますが、体育館施設で市内7,079件、市外につきましては531件でございます。運動場施設につきましては、市内6,504件、市外66件ございました。

市外利用の団体の特徴でございますけれども、主に親水公園総合体育館の利用が多く、週末、これにつきましては土曜日、日曜日でございますが、これにおけます市内、市外の件数につきましては、平成26年度ではメインアリーナが市内212件、市外で160件、サブアリーナにつきましては市内が169件、市外が69件となっております。特に、日曜日における親水公園総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナにおける市外団体の利用につきましては、年間52日の日曜日がございます、昼間9時から18時のメインアリーナにつきましては41日、サブアリーナにつきましては22日と、大変多くの市外団体による大会等で利用されておるのが現状でございます。

次に、文化会館と佐織公民館についてでございます。これにつきましては、1人で借りられることはほとんどありませんので、全て団体と捉えさせて報告をさせていただきます。利用者数につきましては、主要施策成果及び実績報告書にも記載しておりますので、その人数で報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

文化会館、佐織公民館の利用者数でございます。平成26年度につきましては、文化会館で7万4,600名、佐織公民館で6万4,627名、永和公民館におきまして1万5,650名ございました。平成25年度につきましては、文化会館で7万3,726名、佐織公民館で5万6,498名、永和公民館で1万5,699名ございました。利用者数の市内・市外別につきましては、これも正確な集計

をしておりませんので、よろしく願いをいたします。

また、利用回数で申し上げますと、文化会館につきましては、平成26年度3,742回のうち137回、平成25年度におきましては3,348回のうち136回が市外利用回数でございました。佐織公民館でございますが、平成26年度2,403回のうち124回、平成25年度では2,178回のうち176回が市外利用回数でございました。永和公民館につきましても、平成26年度927回、平成25年度では1,033回で、これについては市外の利用はございませんでした。

市外の利用割合で申し上げますと、文化会館では平成26年度3.7%、平成25年度では4.1%でございました。佐織公民館では、平成26年度5.2%、平成25年度では8.0%でございました。永和公民館では市外の利用はございませんでしたので、よろしく願いをいたします。

次に、中央図書館でございます。利用者数につきましては、平成26年度6万2,439人、そのうち市内5万2,743人、市外につきましては9,696人で、平成25年度6万7,813人のうち市内5万6,652人、市外1万1,161人という状況でございます。利用団体の推移でございますが、平成26年度3,483件のうち市内2,196件、市外1,287件。平成25年度におきましては、3,475件のうち市内2,088件、市外1,387件という状況でございました。以上でございます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、私のほうから機構改革の関係につきまして御答弁をさせていただきます。

機構改革の意義と今後求められることということでございますが、合併後何度かこの機構改革を行ってまいりました。その時々の政策課題、あるいは市民ニーズを勘案しながら、集約と特化という視点で機構改革を行っております。今回の機構改革も、そうした視点を踏まえ、より効率的な組織構築を目指すものとして御提案をさせていただいております。今後につきましては、時代のニーズに柔軟に対応した組織づくりが肝要であると考えております。

次に、職員数についての御質問でございますが、平成27年4月1日現在で、特別職、再任用、任期つきを除いた正規職員数につきましては499名で、非正規・臨時職員の数は、小・中学校の特別非常勤講師等を除いて146名でございます。正規職員の適正数はどのくらいかという御質問でございますが、これは統合庁舎完成に伴う組織機構改革や今後の指定管理者制度の導入等を視野に入れておりまして、現在、平成28年度からの定員管理計画を策定中でございます。現時点で具体的な数字はお答えできませんが、スリムで機動力のある組織づくりを目指し、適正な定員管理を行っていきたくと考えております。

そして、グループ制の導入につきましては、行政改革の手法としては認識はしておりますが、今、職員が分散する4庁舎の分庁方式では実効メリットが少ないということもあり、全庁的な議論はしておりませんでした。現在、人事課のほうで政策課題の中にグループ制の導入というものが上がっておりますので、組織機構改革とともに効率的で効果的な執行体制の構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

#### ○5番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、体育大会の考え方ですが、答弁の中でも地区行事は地域のきずなを深めることにより地域の活性化を図るものであるなどの意義も述べていただきました。確かに、この体育大会も一つのコミュニティーづくりだとは思いますが、しかし、今後の地域の活性化を考えると、年間の地域のイベントの中で、納涼祭りをとるか、体育大会をとるか、総代さんあるいはコミュニティーの会長さんは選択を強いられているような地域もあると聞きます。今後、会の運営も地域に移していく中では、より地域の実情に合わせた形が求められると思います。愛西市の中でも、体育大会を行っていない地域もあるわけですから、体育大会にこだわる必要もないように思えるのです。

これは一つの例として考えるのですが、愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加選手の選考に苦慮しているということをお聞きしますが、市の駅伝大会を開催して県の選考会にかえるとか、何か連動させてつくり上げることができないかと思いますが、この点をお伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

体育大会の種目につきましては、競技志向よりもレクリエーション的な種目が多く、これは地区の子供から高齢者の方まで幅広く参加していただき、それぞれの地区における活性化という点で大切なことであると思っております。

愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会への参加選手の選考でございますが、毎年、市代表選手選考記録会を開催しております、各部門別で市代表選手の選考を目的として実施をしております。今年度につきましては、平成27年9月6日（日曜日）昨日でございますけれども、9時から国営木曾三川公園内の東海広場で行いましたので、よろしくお願いいたします。

#### ○5番（竹村仁司君）

今、答弁いただいた9月6日の市代表選考会というのは、あくまでも選考会であって、市のスポーツ大会という意味合いにはとれないものだと思いますが、先ほど御答弁の中にもあった体育大会の種目には競技志向よりもレクリエーション的な種目が多いということですが、そこでこれも一つの提案なんです、小学校あるいは中学校の運動会、中学校ですと体育祭と言うかもしれませんけれども、そうした中に地元地域の参加種目をつくってはどうかということです。高齢者の方でも、お孫さんや御家族がいれば参加しやすいでしょうし、さらにお孫さんのいない高齢者の方でも参加できる、または子供さんのいない御家庭の方でも参加できる、そういう種目を1つ2つつくるだけで盛り上がるのではないかと思います。市も、今防災などで中学校区を一つのコミュニティーとして大切にしているようですので、中学校の体育祭を地域を上げて一大イベントとしていけば、少子化のこの先も地域の子供から大人まで参加できる体育大会になるのではないかと思います。この点について、お伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

体育大会につきましては、地区によっては関心はさまざまございまして、参加者が減り、参加者の確保が困難であるという地区もあれば、体育大会は地域の活性化のためにも大切な地

区行事ということで、存続していただきたいというような地区もございます。

現状でございますけれども、各地区の推進協議会におきまして、これまでの行政主導から地域主導へ移行していくことで、地域が主役となりましてたくさんの方々に参加していただき、地域の活性化につながる体育大会にさせていただけるように市民協働の体育大会を目指しております。

新たな地域のコミュニティーづくりとした点でも、地域主導の体育大会にしていくことが地域住民間及び世代間の融和を図る上で大切な事業であると考えております。

#### ○5番（竹村仁司君）

地域もさまざまなことは、これから行政主導から地域主導に変わっていくことに対して戸惑いもあると思います。まだまだ自治基本条例もこれから浸透されていくわけですが、市が、県や国からあれもこれも権限移譲されてもできないのと同じで、地域もあれもこれもはなかなかできないと思います。今、地域にとってまず必要な組織活動は、自主防災会だと思います。ぜひ地域の生の声を聞いていただき、体育大会については御検討をいただきたいと思います。

次に、市内公共スポーツ施設・文化施設の年間利用者数の推移、団体の使用数も市内、市外でお答えをいただきました。かなり市外の方、また市外の団体の使用数が多いように思います。

そこで次に、市外使用団体に対して減免などの措置があるかお伺いすると、また減免及び減額は年間で幾らほどになり、通常の利用料に対して比較した場合、何割ほどになるのかお伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

体育館施設の市外利用者につきましては、使用料の2倍と定められております。現状におきましては、体育館施設の市外利用者における減免等の措置につきましては、愛西市体育館の管理及び運営に関する規則第11条の3に基づきまして、市及び教育委員会の後援を受けて使用するにつきましては使用料の2分の1を減額するという定めになっております。通常市外利用者につきましては使用料の2倍であります。後援許可になれば2分の1を減額としますので通常の使用料ということになります。

また、体育館施設における平成26年度ベースの減免等の合計額につきましては約909万円でございます。そのうち、市外利用者におけます減免等の額につきましては約258万円でございます。

平成26年度の3体育館の使用料の収入金でございますけれども1,909万9,400円でございます。6運動場の使用料金収入につきましては135万500円でございます。合計で2,044万9,900円でございます。先ほどの減額額約909万を含みますと2,953万9,900円の使用料金の収入となり、通常の使用料に対して約31%が減額となっております。

また、通常の使用料に対しまして、市外利用者は約9%が減額となっております。以上でございます。

#### ○5番（竹村仁司君）

昨年度のスポーツ施設の利用料に占める減免額が約909万円、通常の使用料に対して約

31%占めているということで、かなり大きな割合ではないかなあと 생각합니다。

そこで、他市の団体が行う大会などで減免措置を行う場合があると思いますが、愛西市民の方が他の自治体が開催する大会や行事に参加した場合、愛西市と比較して減免などの恩恵を受けているのかお伺いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

近隣自治体の市外利用者におけます減免等の施設利用の基準につきましては、さまざまですが、基本的には市外利用者の施設利用は可能であるが減免・減額は受けられないとしており、減免・減額を受ける基準としては、市または市の機関と共催及び後援を受けて事業を実施する者は減免・減額の措置が受けられるというのが大半でございます。

また、それぞれの自治体におけます施設の使用基準になりますが、半数以上が市外利用者の大会については減免・減額の措置は受けられないと、そうした自治体や、施設の予約等においても市外利用者が市内利用者よりも優遇されないとした配慮をしている自治体もございます。

愛西市と比較しました場合でございますが、現状では、半数以上が市外利用者の参加の大会等であっても、現在の愛西市においては後援が認められ、減免・減額の措置が受けられ、愛西市の施設を利用する市外利用者につきましては優遇されていると思われま

す。また、愛西市の市民が市外利用者として他の自治体の施設を利用する場合につきましては、市外利用者の参加数が多ければ減免等の措置は受けられないとか、早い段階での市外利用者の施設の予約は難しいなど、その自治体の市内利用者に配慮した措置がなされているかと思われま

#### ○5番（竹村仁司君）

また、他の自治体では半数以上が市外利用者の大会については減免・減額の措置を受けられないとか、また施設の予約などにおいても市外利用者が市内利用者よりも優遇されないというような配慮を設けているということでした。当然といえば当然かもしれません。市内市民のスポーツ振興を優先するというのが、他の自治体でも当然なのかもしれません。

スポーツだけにとどまらず、市民活動の拠点として市が整備、維持管理を行っている施設に対しては、市外利用者が特に多い施設に対し、市民の方からはさまざまな意見があります。さらに、市外利用者に対し、減免まで適用しているとなれば、一段と厳しい意見が出るはずで

#### ○教育部長（石黒貞明君）

現状でございます。市外利用者の多い施設につきましては親水公園総合体育館でございます。特に週末におきましては市内利用者の方が利用できにくいという状況でもあります。市内利用者の方からも厳しい意見が寄せられておるのが現状でございます。

現在、市におきましては、さまざまな課の職員で構成された事務事業の見直しワーキングチームにおきまして、体育施設に限らず全ての公共施設における減免等の見直しを検証しています。それに伴いまして、社会体育課では体育施設における市外利用団体の予約のあり方、市外

利用団体の主催する大会等の後援のあり方など、施設の使用基準の見直しを検討してまいりたいと考えております。

**○5番（竹村仁司君）**

ぜひ、こうした優遇措置が市民のためになっているのか、市の財政負担になっていないかを検証し、見直しをお願いします。

次に、文化施設についてもお伺いします。文化会館、公民館の施設使用料は、市内在住・在勤者以外の方の場合は幾らに設定されているのか。減免等の措置もあればお伺いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

市内在住・在勤者以外の方が利用する場合につきましては、1.5倍となっております。また、減免等の措置はございません。

なお、文化会館、佐織公民館については、施設使用料でございますけれども、市民が利用しやすいように設定をしております。以上でございます。

**○5番（竹村仁司君）**

文化施設においては、市民が利用しやすい設定になっているということですので、引き続きよろしくお願いをします。

さらに、これは平成23年の6月議会において、観光協会の具体的な戦略として質問した内容です。文化財、歴史資料などについてですが、ただ単に展示しているだけや資料室の隅に積み上げられていたり、その価値を見い出さなくてはならないと思います。現在、各庁舎に保管されている歴史資料を1カ所に集約し、愛西市歴史文化資料館としてオープンさせることを提案いたします。

新しく建物を建てる必要はなく、庁舎統合による支所整備の中で既存の建物の有効利用で考えればよいと思います。そして、この資料館では入館料を取り、そのためには現在熱田神宮に保管されている三角縁神獣鏡、勝幡町奥津神社で発見されたものですが、これを返還していただき、展示の目玉とし、あとは現在各庁舎や文化会館で保管しているものや八開資料室にある展示物を学芸員の監修のもと、集約をお願いすればよいかと考えます。

小学校では、郷土について学ぶ中で、現在のままでは旧佐屋町の子供たちは愛西市文化会館で旧佐屋町の歴史資料を通して旧佐屋町の文化しか学ぶことができません。旧佐織町では、逆のことが言えると思います。未来のある子供たちには、特に愛西市としての大きな視野に立って物事を見詰めてほしいと思います。この点からも、歴史文化資料館の開館を提案しますが、お考えをお伺いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

地域に伝来する資料を後世に残すために、地域においてそれらの資料を活用するという観点に立てば、やはり資料管理は必要と考えます。しかし、現時点で所管資料の活用等を考慮した場合、やはりある程度の資料の整理が必要と考えております。

現在、市には、佐屋地区におきましては、文化会館の中にあります佐屋郷土資料室、立田地区におきましては、立田南部小学校前にございます立田文化財資料倉庫、そして八開地区にお

きましては、八開郷土資料室、そして八開中学校に隣接しております八開文化財資料倉庫、佐織地区におきましては、佐織公民館の中にあります佐織歴史民俗資料室に、それぞれ資料等が保管されております。

最近では、資料室への資料の寄贈・寄託案件が増加しておりまして、その資料の整理に追われているのが現状でございます。このような状況におきまして、冒頭にも述べさせていただいたとおり、ある程度の資料の整理を行うことは必要不可欠だと考えております。このことを踏まえまして、早急に資料の整理を行いたいと思っております。当面は現施設を有効活用することを考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

#### ○5番（竹村仁司君）

歴史資料に関しては、2年前に提案させていただいたときの状況とほとんど変わっていない、むしろ歴史資料がふえている状況ですので、ぜひ市の自主財源確保に有効利用の検討をお願いします。

それでは、機構改革の目指すものについて話を移します。

今議会に上程されました機構改革の中で、特に市民協働部、市民協働課について、今回の機構改革の中での意義、今後求められる課題についてお伺いします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

今回の機構改革で市民協働部に市民協働課の新設を予定しています。御承知のとおり、少子・高齢化や市民ニーズの多様化、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境は今まで以上に厳しさを増すことが予想されます。

そんな中、昨年12月の議会定例会におきまして、愛西市自治基本条例を御議決いただきました。市民の皆さんと行政がお互いの主体性や特性を尊重し合い、それぞれの役割や責任を果たしながら協力して公共的な課題の解決に当たる、いわゆる市民協働は、これからのまちづくりにおいて必要不可欠であります。

そんな中、来年4月から新しく設置を予定しております市民協働課におきましては、総代、コミュニティー、地区行事など、従来、複数の課に分散していた事務を集約いたしまして、市民協働の窓口としてまちづくりを進めていきたいと、そんなふうに考えております。

#### ○5番（竹村仁司君）

今回の機構改革では、はっきりと市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていきますという姿勢を示す意味で、市民協働部、市民協働課の存在は大きいと思いますので、このまちづくりの窓口として機能を果たされるよう期待をいたします。

次に、グループ制の導入ですが、この導入の効果として、導入を契機として各所属において業務の進め方を根本的に見直し、課内の縦割りをなくすことで業務の忙しさの調整や迅速化に取り組むものとして、あわせて超過勤務時間の縮減も図れます。しかし、導入から成果を得るまでには当然時間もかかりますので、今グループ制を導入してない現状、これらの問題を解決するにはどのようにお考えか、お伺いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

現時点におきましては、各課の業務量を勘案いたしまして適正な定員配分に努めております。また、課内の業務を1人1担当とならないよう、複数名で事務分担をすることにより時間外勤務の縮減にも努めております。

○5番（竹村仁司君）

今後の人事課の政策課題にグループ制の導入も上がっているという答弁もありましたので、御検討をお願いするとともに、関連して、グループ制における勤務評定などは非常に大切になってくると思います。本市では、既に自己申告制度、管理職評価制度を導入していると思いますが、その評価について管理者側から部下に対して伝えているかどうか。また、現状の問題と今後の課題についてお伺いします。

○総務部長（飯谷幸良君）

本市におきましては、能力評価による人事評価は平成21年度から導入をしております。この能力評価は、職務上求められる行動、いわゆる働きぶりを評価することによりまして、昇給・昇格に反映するものでございます。しかし、各評価者による評価点のばらつきなどの課題がございまして、現時点においては部下への結果報告、いわゆるフィードバックは完全実施しておりません。

今後、研修等によりまして、評価者の評価スキルの向上を図るとともに人事評価制度を確立し、より効率性のあるものにしていきたいと考えております。

○5番（竹村仁司君）

この評価のフィードバックは難しい面も秘めていると思いますので、ただうまく使えばモチベーションアップにもつながるはずです。ぜひとも、評価スキルの向上をお願いしたいと思います。

これも職員の能力開発のためのスキルの話になると思いますが、適正な評価には能力評価、業績評価などが考えられますが、本市の職員の能力開発、また適正な評価についてお伺いをします。

○総務部長（飯谷幸良君）

先ほどの質問でお答えをさせていただきましたとおり、現時点で能力評価による人事評価は実施しておりますが、業績評価による人事評価は未実施の状態でございます。個人目標の設定に対して、その成果を評価するのが業務評価でございますが、実施方法は自治体によって千差万別でございます。

今後、愛西市といたしまして、より実効性のある手法を検討し、導入実施をする予定でおります。人事評価制度を確立することにより職員の意識改革を促し、組織全体の能力向上を図っていきたくと考えております。以上です。

○5番（竹村仁司君）

議員一人一人の能力評価が愛西市市役所の原動力となり、その力を業績アップにつなげていくことが大切であると思います。業績評価ができて初めて能力評価の証明になるとも思います。

ので、ぜひ業績評価の導入もお考えいただきますようお願いをしたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。

機構改革は行革の柱になるものと考えます。行政のスリム化は、健全な財政運営のためにも避けて通れない課題です。単に人件費の削減ということだけではなく、総合的な判断が必要になると思いますが、一方で厳しい財政運営が求められる中、人件費の削減も大きな課題です。市長も、今回の機構改革が一つの行政改革の始まりとお考えだと思いますが、今後の機構改革、グループ制も含めた中で見解をお伺いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁させていただきます。

組織機構改革につきましては、今後5年、10年という固定的に考えるのではなくて、やはり市民ニーズや社会情勢の変化に即して、より効果的、効率的な行政を目指したことを考えて継続的に見直しを行っていくことが必要であるというふうに思っております。

また、グループ制につきましては、組織階級のフラット化、意思決定の簡素化によりまして、組織機構をスリム化いたしまして、迅速かつ効率的な市民ニーズに応える市政運営ができるというふうに考えておりますので、今後ともそのときそのときでしっかりと状況を判断しながら行っていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

**○5番（竹村仁司君）**

ありがとうございました。

**○議長（鬼頭勝治君）**

5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は、13時00分といたします。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

お昼の休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位8番の19番・真野和久議員の質問を許します。

19番・真野和久議員。

**○19番（真野和久君）**

それでは、9月議会の一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、今後の水道事業の具体化と水道料金の抑制についてであります。

愛西市の水道供給事業は、佐織地区・八開地区は市営の水道事業から、佐屋地区と立田地区は海部南部水道企業団から供給を受けています。佐屋地区・立田地区が給水を受けている海部南部企業団の水道事業については、そこの水道議会があり、その場で我が党の河合克平議員らが水道料金値下げなどに取り組んでいます。

今回は愛西市の水道事業、佐織・八開地区の水道事業について取り上げます。ことし、平成27年の3月に愛西市新水道ビジョンがつけられ、27年から36年度までの10年間の事業について

の方針が出されました。そして、今議会には愛西市の水道料金の改定、引き上げが提案されました。これら新水道ビジョンと水道料金改定の問題について伺います。

まず1点目として、水道料金の統一の問題です。

全体を通した課題として、最初に今後の水道事業の給水事業の見直しをどのように考えているか伺います。そして、水道料金の統一については、我々は愛西市の合併当初から、佐織・八開地区については、合併して同じ事業体となった以上、早期の料金統一、佐織地区の料金に八開地区の料金を合わせるよう求めてきました。今回の水道料金の値上げについては、中身としては、料金体系を佐織地区の料金体系に統一し、八開の地区の基本料金を10立方メートルにして、八開地区の水道を余り使わない世帯の負担は軽くなることは評価できます。しかし、全体で平均8.0%の値上げが提案されながら、料金統一はされませんでした。今後の水道料金の見直しの考え方について伺います。

2点目は、施設の耐震化や老朽化対策の具体化についてです。

愛西市の新水道ビジョンでは、今後の設備投資について、強靱な水道施設の構築という課題で、基幹施設の耐震化事業や老朽化した施設や水道管の更新などが上がっています。基幹施設の耐震化事業について、計画の具体化と費用試算などはどうなっているのか伺います。また、老朽化施設、管路の更新計画の具体化と事業費用の試算はどうなっているか、これについてもお尋ねをいたします。

3点目は、水道料金値上げの抑制をということです。

今回、毎年赤字だからということで、水道料金の引き上げが提案されていますが、まずは経営努力をすべきではないでしょうか。平成26年度にも830万1,600円の加入者分担金、これを黒字の資本的収支から赤字の事業収益へ移管したり、また値段の高い県からの水をできるだけ抑えるため、自己水としての愛西市水道を持っている井戸水の可能な限りの活用などで、料金負担増の抑制を求めます。それについての見解を求めます。

4点目は、災害時の給水体制についてです。

震災などの災害時の水道水の供給体制については、愛西市の地域防災計画に一応触れられてはいますが、今回の新水道ビジョンの中には書いてありません。浸水時の応急給水体制、具体的には給水拠点や、また運搬給水などの状況はどうなっているのかお尋ねします。また、他の水道事業者や海部南部水道などとの連携はどうなのかお尋ねします。

以上を最初の質問とし、あとは再質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、順次、お答えさせていただきます。

まず、水道料金の統一についてということで、給水事業の見直しはということでございます。愛西市の水道事業におけます給水人口につきましては、少子化によります人口の減少、その影響を受けまして、今後も緩やかな減少傾向で推移していくことが予想されます。給水量につきましては、給水人口の減少に伴いまして減少傾向、また今後の企業誘致計画による増量も見込まれますが、社会経済環境の不確定要素が多く含みまして、先が不透明な中で、長期的には減

少傾向で推移すると推計いたします。また、給水収益につきましては、少子化によります人口減少や節水型の給水器具の普及もございまして、給水量、それから給水収益が減少してまいります。今後も各年度におきまして、現行の料金を据え置いた場合でございますけれども、当年度の損失が見込まれるところでございます。

それから、統一に至らなかったという関係でございますけれども、現在、佐織、八開地区におきまして、現行の料金及びその算定方法には大きな違いがございます。これを一度の料金改定で解消することにつきましては、市民生活や企業経営に大きな影響を及ぼすため、困難と判断をいたしました。そこで、八開地区につきましては、佐織地区の料金体系を取り入れまして、現行の基本水量、1月当たり20立方メートルを10立方メートルにさせていただきます。基本料金を改定させていただきます。超過料金の部分につきましては、現行の一定の料金体系を佐織地区と同様に5段階とさせていただきます。料金の改定をお願いするものでございます。佐織地区におきましては、料金体系は現行のままとさせていただきます。基本料金及び超過料金の改定をお願い申し上げます。水道料金の今後につきましては、この改定後の経営状況等を考慮させていただきます。両地区の料金の統一を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、施設の耐震化や老朽化対策の具体化ということでございまして、基幹施設の耐震事業等の計画、具体化と費用試算という御質問でございます。基幹施設の佐織の中部浄水場の管理棟の本館、それから八開浄水場の管理棟及び配水池につきましては、既に耐震診断を実施させていただいております。その結果、耐震性を有しているということでございます。しかしながら、佐織の中部浄水場の配水池の2カ所につきましては、耐震診断がまだ未実施でございます。これは平成28年度、来年度でございますけれども、耐震診断を計画しております。耐震診断の結果、補強工事が必要を生じた場合には、補強の工事を進めていきたいというふうに考えております。耐震診断の費用といたしましては、約1,500万ということで、試算をしております。補強費等につきましては、この耐震診断の結果から試算ということになります。

それから、2問目の老朽化施設、管路の更新計画、具体化と費用関係でございます。老朽化の施設につきましては、耐震性の向上や構造補強及び長寿命化により活用を図っていくことができます。施設の長寿命化につきましては、経営の改善に大きく影響するため、施設更新計画を策定するに当たりましては、法定耐用年数と超える利用年数を設定するとともに、適正な維持管理により機能の劣化を制御し、極力長期の施設利用となるように施設管理に努めてまいります。それから、経年管路の更新につきましては、現在のところ、下水道工事等の影響により、移設する管を主体とした事業として、耐震の管路にする検討を行っております。事業費につきましては、経年管路更新事業等として、水道事業規模から約1億円を見込んでおります。

続きまして3点目の関係でございます。分担金の関係で、今の経常経費の移管や自己水の可能な限りの活用というような関係で料金抑制をということでございますけれども、愛西市の水道事業につきましては、加入分担金、これを資本的収入として会計の処理をしております。

ございます。水道加入者分担金につきましては、新旧の水道利用者間の負担の公平性を図る目的で、新たに水道を利用する方々に水道施設の拡充、それから整備に要する費用の一部として負担をしていただくものと考えております。自己水源につきましては、設置後40年以上が経過しております。水質につきましては、現在のところ安全な値で推移をしておるところでございます。しかしながら、平成23年度に実施いたしました井戸の内部調査の結果、井戸の深度におきまして、砂等の蓄積により浅くなっております。定期的な管理が必要となっている状況でございます。今後も、取水や水質の変化に注視しながらメンテナンスを継続いたしまして、安全を確認できる範囲内で、常時使用をしていきたいというふうに思っております。また、県水が濁水等によりまして、十分な量を供給できないときなどの緊急時にも使用する水源として維持管理をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、震災時の給水体制ということでございます。災害時の応急体制につきましては、愛知県の企業庁との協定によりまして、応急給水支援設備を活用することができます。応急給水支援設備は、大規模な地震等の被災時に学校等への県水の送水管の空気弁から仮設の配水管を設置しまして、仮設の給水栓、これによりまして、応急の給水ができるようになっております。給水の拠点でございますけれども、佐織地区で佐織の体育館、佐織の中学校、それから佐織の公民館及び佐織の総合福祉センターの4カ所でございます。八開地区におきましては、八開の中学校及び八開の庁舎の2カ所でございます。運搬給水につきましては、給水車を平成24年度に購入をしております。配水池等からの取水によりまして、災害時における飲料水の運搬は可能というふうになっております。なお、配水池の水の確保といたしまして、地震発生時、200ガル以上、震度5強です。そうなりますと、佐織の中部浄水場では緊急遮断弁が稼働いたしまして、1カ所、満水時の場合2,500立方メートル、八開の浄水場では、150ガル以上になりますと配水ポンプが停止いたしまして、仕切り弁、これは人力で閉めることになりますけれども、閉めることによりまして、1カ所、満水時の場合、1,000立方メートルの飲料水の確保ができるようになっております。

それから、最後の水道事業者の連携の関係でございます。隣接します水道事業者との連携につきましては、災害時等水道緊急連絡管を設置しまして、協定書を交わしております。佐織地区で稲沢市と2カ所、平成27年度に1カ所予定をしております。それから、津島市と5カ所、あま市1カ所、八開地区で南部水道企業団と1カ所、稲沢市と1カ所というふうになっておるところでございます。

#### ○19番（真野和久君）

ありがとうございました。

それでは、小項目4の震災時の給水体制のほうから再質問を行いたいと思います。

今の説明の中で、浄水場のタンク内の水、佐織浄水場が2,500立方メートル、八開浄水場が1,000立方メートルということでしたが、その水で市民、一応佐織地区、八開地区になると思いますが、の何日分の飲料水、生活水が確保できるかお尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

愛西市の地域防災計画におけます飲料水の供給計画から実際に使用可能な水量といたしまして、配水池の満水時の80%、これで試算しますと、佐織の浄水場で2,000立方メートルの水が確保できます。災害時に、発生から3日間、この目標水量は、1日1人当たり3リットル、それから4日目から10日目までにつきましては、20リットルございます。平成26年度末の佐織地区の給水人口2万2,861人のおよそ1週間分というふうになります。また、八開浄水場では800立方メートルの水量が確保となりまして、平成26年度末の八開地区の給水人口の4,616人のおよそ10日分ということになります。

**○19番（真野和久君）**

大体1週間分から10日分ということがわかりました。

それと、当然災害が起こると、水道管の被害というものが深刻なものになる可能性が高いわけでありまして。先ほどは、水道事業者との協定の中で、水を譲り合うということの体制については伺いましたが、例えば一刻も早い水道の復旧ということが必要であります、水道工事事業者との協定というものはあるのでしょうか。その中身についてお尋ねをいたします。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

水道事業者との水道の災害応援に関する協定につきましては、交わしておりません。

**○19番（真野和久君）**

今、協定はないということでありましてけれども、やはり復旧を急ぐということになりますと、できるだけ地元の業者の方に協力をしていただきながら復旧をしていかなければなりません。ただ、愛西市における水道の復旧を図ろうと思えば、当然、近隣市町も同じように復旧を急ぐわけでありまして、そういった点で、市内の復旧をできるだけ急ぐためにも、地元の工事事業者とやはり協定を結ぶべきだというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

現在、協定につきましては考えはございませんが、しかしながら現状におきまして、緊急時の対応については、水道事業者間との協力、理解を得ております。漏水とか夜間等につきましては、水道業者の協力を得て、今実施をしておるところでございます。

**○19番（真野和久君）**

協定はないけど、協力体制はありますよという話ではありますが、ただ災害時となると、その点でいくと、日常の緊急的な応急処置と違って、継続的に支援を、工事をお願いしていかねばならないというふうに思うんですが、そういう点で協定の必要性というものについては、どのように認識されていますか。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

一旦災害時になりますと、愛西市だけではございません。近隣市町、当然、同じような状況となります。しかしながら、今この水道事業とは別に市内の工事関係者との協定は結んでおるといふふうに聞いております。その中でも、水道事業者等々も入っておるところでございます、そこら辺で復旧等の依頼等もできるかというふうには考えています。協定につきましては、基本的には当然、大事なものというふうには理解しております。

### ○19番（真野和久君）

ぜひ一度、協定等についてもしっかりと考えながら、どこで何が要って、現状ではどこまでやれて、今後それ以上にやっていくためにはどうすべきかを、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それでは、第1項目の水道料金の統一についての再質問を行いたいと思います。

先ほど、一度に料金統一をするのはやはり大変だということで、今回は一部の改正で終わるということでありましたが、今後、佐織地区、八開地区の料金統一に関して、例えば年度目標などをどのように考えられているのか、それはあるかどうか。また、今回の体系の統一ということがありましたけれども、それ以外にも統一に当たっての課題等がありましたら教えてください。

### ○上下水道部長（横井一夫君）

まず、料金の統一の目標年度ということは設けておりません。しかし、今回の料金改定を行ったことによります今後の28年度以降の決算状況、経営の状況の内容等を考慮いたしまして、料金の改定の必要な時期に両地区の料金統一に向けて検討を重ねていきたいと思っております。

また、統一に当たっての課題はということですが、今回の改定料金につきましては、急激な変化によります利用者の皆様の生活に少なからず影響を及ぼすということの判断から、まだ段階的などころでございまして、基本料金及び超過料金の一部に、また佐織地区と八開地区に違いが生じております。今後も慎重に検討を重ねていきたいというふうに思っております。

### ○19番（真野和久君）

料金統一に関しては、合併をしていただいた10年をめぐというのが基本でありました。それが10年以降ということで、まだまだ実現がされていないということですので、ぜひとも一定のめどをいつぐらいにつけるか、改めてしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

それと同時に、今回の料金改定による増収は一体幾らになるのか。全体として、特に今回、佐織地区の引き上げが大きいわけですが、佐織地区の引き上げによる増収は幾らになるかをお尋ねいたします。

### ○上下水道部長（横井一夫君）

今回の料金改定で増収は幾らになるかということですが、料金の改定による試算につきましては、平成26年度の実績値の水道使用量から行いますと、税込みの全体では、改定前、4億3,037万3,323円、改定後でございますけれども、4億6,491万4,917円というふうになります。結果、増収で3,454万1,594円の見込みとなります。平均改定率で8・03%の増ということになります。佐織地区におきましては、改定前3億3,744万954円、改定後で3億7,841万4,299円となります。結果、増収で4,097万3,345円の見込みとなります。平均改定率で12.14%の増ということになります。

### ○19番（真野和久君）

料金の値上げの問題については、後でまたまとめて、改めて質問したいと思います。小項

目2の施設の耐震化や老朽化対策の具体化について再質問したいと思います。

経年管路の更新について、これから徐々にやっていくんだという、年間1億円ほどで徐々にやっていくという話がありましたが、耐震管の布設の完了までにどの程度の期間が見込まれるかについて考えられていますか、お尋ねいたします。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

経年管路の更新につきましては、新水道ビジョンにもあります強靱な水道施設の構築の中で、老朽化管路更新事業として位置づけがなされておるところでございます。特に、老朽化管路更新計画の策定はございませんが、下水道工事等に伴う工事箇所を主に耐震管によります布設がえを進めていきます。また、期間につきましては、全て更新になりますと、長期的なものとなります。

**○19番（真野和久君）**

それでは、施設の耐震化や老朽施設の更新にかかわる費用はまだ具体化されていませんが、そうした費用の水道料金への影響というか、見込みについてはどうなっているのでしょうか。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

水道事業につきましては、地方公営企業法によりまして、独立採算制を原則というふうになっております。企業運営に必要な経費につきましては、原則として水道料金などの収入で賄っているところがございます。

施設の耐震化や老朽施設の更新にかかる費用につきましては、資本的支出からの支出となっております。償却資産として会計処理がなされ、このことにより収益的支出からの費用となり、減価償却費が増加し、利益が減少することによりまして、水道料金の改定の一要因というふうになります。

**○19番（真野和久君）**

そういう形で、基本的には施設更新をすれば、減価償却費として収益収支のところは今非常に影響があるということがわかります。やはり、そうした中でできるだけ収益収支の赤字を抑えていくということが非常に重要になっていくわけですが、例えば先ほども質問しました加入者分担金の問題ですが、これを事業収益に加える自治体もあると思います。これは、実際そうした収益の赤字を抑えるためにそうしたことを採用しているところもあるわけですし、愛西市においてもそうしたことは可能でしょうか。条例を改定して、加入者分担金を事業収益へ入れることは可能かについてお尋ねします。

**○上下水道部長（横井一夫君）**

分担金の収入科目につきましては、会計規程のほうで定められておるところでございます。会計規程を改めまして、資本的収入から収益的収入へ変えることにつきましては、可能とは考えますが、分担金は愛西市水道事業において、水道施設の拡充、それから整備にかかわるものございまして、その内容から資本に当たるものと解釈をしております。また、勘定科目を途中で変えることは、会計の継続性を遮断することになりまして、好ましくないというふうに考えておるところでございます。

○19番（真野和久君）

加入者分担金の事業収益への差しかえに関しては、可能ではあるということは確認したいと思います。

それから、愛西市が県水を購入していますが、県との承認基本水量が今、今年度もそうですけど、1日当たり8,900立方メートルというのが、愛西市の契約になっていますが、去年は1日当たりの最大が7,365立方メートルしか実際使用をしていません。そういう点でいくと、この間、基本使用水量を引き上げてきた。これは、前市長さんの考え方等もあったと思うんですけども、そういう中でも実際は8割程度しか使っていないというのが現実です。そういう点で、県企業庁の水道部に対して承認基本水量の引き下げなど、給水料金の引き下げの交渉をしてはどうかと思いますが、その点についての見解をお尋ねします。

○上下水道部長（横井一夫君）

企業庁への料金の引き下げでございますけど、その関係については交渉しておりません。承認基本水量につきましては、平成27年度、1日当たり8,900立方メートルでございます。今後、この承認基本水量の変更につきましては、県企業庁と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○19番（真野和久君）

現行の承認基本水量の8,900立方メートル、1日当たりについて、今現状として幾らまで引き下げが可能と考えられているのでしょうか。また、それによってどれぐらいの経費が削減できるのかお尋ねをいたします。

○上下水道部長（横井一夫君）

どのぐらい引き下げができるのか、可能かという御質問でございますけれども、現在、佐織の中部浄水場で日当たり6,900立方メートルでございます。八開の浄水場では、日当たり2,000立方メートルの承認の基本水量をもって県水のほうを受水しておるところでございます。愛西市の水道事業におけます日当たりの最大受水量の過去3年間の実績を考慮し、また渇水時の対応等におけます水の確保も必要となるところでございます。これらを総合的に判断いたしまして、今後、県企業庁との受水量の協議等を進めてまいりますので、現段階では、結果についてはまだ決まっておるところではございません。

それから、どのぐらい経費が削減できるのかということでございます。失礼いたしました。経費の削減の関係でございますけれども、試算をさせていただくということで、受水費の中で承認基本給水量がございまして、基礎水量の料金として、1万800円がございまして、それと、その他の水量の料金1万5,360円からというふうに成り立っております。愛西市の水道事業におきまして、平成26年度の実績から見ますと、その他の水量の料金でございます。1万5,360円にかかる部分となるところでございます。仮に、日当たり100立方メートルを削減いたしますと、年間で税抜きでございますけれども、153万6,000円という試算結果となります。年間で153万6,000円下がるという結果となります。

○19番（真野和久君）

ぜひとも基本水量の引き下げに関しては、交渉を行っていただきたいというふうに思います。それと、やはり自己水は、自分たちの水の確保というのは非常に重要になっていますが、その点で1つお尋ねするのは、八開地区の井戸に関しては、現在、くみ上げをしておりません。その理由としては、県の水とまぜると水質の悪化が起こるということで、水質の影響が出るということで使用していないということもお聞きしました。そうした点で、八開地区の井戸を埋めて、その分、水質に影響のない佐織地区などに、かわりの井戸を掘ることができないかについてお尋ねをいたします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

愛西市におきましては、県民の生活環境の保全等に関する条例による規制の対象となっております。八開浄水場の井戸につきましては、今現在、使用できない状態となっております。今後、使用を終了となりますと、新たに井戸のつけかえ等につきましては、現在のところできない状態というふうになっております。

#### ○19番（真野和久君）

残念ながら、井戸が新たに掘れないということで、かわりでもなかなか難しいということがわかりました。

今回の水道料金の問題です。基本的に私たちが考えるのは、水道料金を値上げする場合には、やはり水道事業体として、経営努力をしっかりとした後でやるべきだというふうに考えます。特に、現在でいきますと、例えば先ほども提案をいたしました、承認基本水量を10年前の平成17年のときには、1日7,900立方メートルでした。とすると、大体1,000立方メートルぐらい今ふやした形での契約になっていまして、そういう点でいくと、17年度のところまで引き下げただけでも、年間約1,500万円の経費の削減ができることとなります。現状の、昨年でいくと、7,300立方メートルぐらい、その前でも、この3年間ぐらいは大体七千数百というところで推移していますので、そうしたところでの水量契約を減らすことによって削減ができるのではないかとこのように思います。

また、平成26年度の決算の中でも示されていましたが、たしかに事業収益に関しては赤字というふうになってはいますが、資本収支のところではいくと、平成26年度は3,000万円の積み上げということで、ふえています。愛西市の水道事業としても、資金が現在、約6億円ほどの資金があるので、毎月、今、工事費が一銭も入らないとしても、約6年間、大体更新工事がやれるような、今お金を持っていることとなります。ほかの企業団などと比べても、かなり余裕を持った資金を持っているのは明らかです。そういう点でいくと、やはり今回のように値上げをするということではなくて、今後の水道事業ということ考えた場合の、例えば耐震計画などの、具体的な費用が明らかになってから値上げを提案してもいいのではないかとこのように思います。その点に関してはいかがでしょうか。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

県水費の基本水量に当たる部分の経費削減につきましては、県企業庁と受水量の協議の上のとなりますので、結果については今後となります。

現在の経営状況につきましては、給水収益の減少等に伴い、平成22年年度から当年度の純損失が発生しております。平成26年度の決算につきましても、2,437万4,362円の当年度の純損失が発生しているところでございます。この経緯によりまして、平成26年度末には、当年度純損失と、前年度の繰越欠損金を合わせますと、3,134万9,955円となりまして、健全な経営内容とは言えない状況でございます。

また、今後の施設の耐震化につきましては、多額の費用を要するため、水道事業経営に配慮した計画を策定する必要があるというふうに考えておるところでございます。

#### ○19番（真野和久君）

今の答弁の中でもありましたが、昨年度が大体2,400万円の赤字、今年度の赤字見込みが3,100万円という話であります。しかし、先ほどもお話をしましたが、その赤字は収益的収支のところの表面上の赤字でありまして、実際には資本収支には資本金としては、積み立てをしているというのが現状であります。そうした点を考えると、やはりもう一度考えていく必要がないわけではないというふうに思います。特に、昨年度は約2,400万円の赤字という話ですが、先ほども提案をしたように、例えば加入者分担金を、昨年で言えば830万円あります。さらに、県との契約水量、先ほど言いましたけれども、平成17年度ぐらいいまで引き下げれば、大体1,500万円の削減ができますので、そういう点でいけば、ほぼ赤字は解消できるという計算にもなります。また、今年度の見込みの赤字3,100万円についても、実際の使用水量のところを考えれば、それほど大きくなるとも考えられません。

水道事業の問題に関しては、収益の問題と今後の施設更新の問題、両方をしっかりと考えがえながらやっていかなければならないのはわかります。ただ、先ほども申し上げましたが、資金的にも現状で約6億円あるということもありますし、そういう点でいくと、たしかに収益的収支では赤字にはなっていますが、その分、資本のほうへの積み立て等を抑制しながらやっていけば、十分、現状のところでも当面のところでは、水道経営は比較的安定してやっていけるのではないかとこのように考えます。ぜひとも、この水道事業に関しては、先ほどの分担金の問題や受水量の問題、さらには今後の問題も含め、考えながら、値上げの問題も考えていく必要があるのではないかと、特に今回の値上げの提案では、全体として約3,400万円、そして佐織地区に限って言えば、約4,000万円の値上げというのは、市民にとっても大変重いものがあります。

そうした中で、実際の赤字との関係で言えば、実際にはそれほど経営努力によって赤字を解消していくことは可能な状況と考えれば、今回の提案については問題があると思いますし、やはり今後の水道料金の設定についても、今説明したようなことをしっかりと踏まえながら考えていただきたいと思いますが、その点についての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

水道事業につきましては、使用者の皆さんには、当然安全で安心、また継続的に使用していただく、これが水道事業者の役目でございます。

また、水道施設計画等につきましては、当然この資産というのは、今後、次世代へ引き継ぐ

重要な施設ということでありまして、当然そういう点でも、今後更新費用等、大きな金額がかかるというふうに考えております。利用者の皆様に対して、まず第一は、安全というような水を今後も提供していきたいというふうに考えておるところでございます。

○19番（真野和久君）

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

19番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は、14時05分といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位9番の8番・吉川三津子議員の質問を許します。

8番・吉川三津子議員。

○8番（吉川三津子君）

子供にツケを回さないというスタンスと、格差社会が進んでいることを日々の市民活動から痛切に感じている一人として質問をさせていただきます。

ではまず最初に、子供を含めた貧困対策についてお伺いをいたします。

貧困対策は、生活保護世帯をふやさないようにという目的もありますが、全ての人が人間らしい生活ができるよう、それを保障するものだと思っております。

子供の貧困については、2012年の国の調査からいろいろなことがわかってきています。例えば、日本の子供の相対的貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困という過去最悪の状態であること。そして、ひとり親においては、貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっており、平均年収は179万円と一般家庭の4割以下であること。そして、高校中退の原因になっていること。学習のおくれの問題があること。そして、十分な食事ができず、給食が頼りになっていることなど、貧困世帯ではこうしたことの比率が高いことが少しずつ明らかになってきていますが、子供の貧困は大変見えにくいというのが特徴であります。

ここで、かつての貧困と今問題になっている貧困の違いについて、共通的な認識を持っていないければ誤解を招きますので、少し説明をさせていただきます。

今問題になっている相対的貧困とは、社会で当たり前と思われる生活ができないことをいい、子供の場合ですと、友達と遊んだり、学校に行ったり、休日に家族と一緒に出かけ、そういったことができないことをいっております。具体的な所得金額で申し上げますと、社会の標準的な所得の半分以下しかない世帯をいい、2009年の手取りの所得でいいますと、1人世帯だと122万円、2人世帯だと177万円、3人世帯で217万円、4人世帯で250万円を下回る世帯が貧困状態にあるということになります。

この状況というのは先進国でワースト4で、国はやっと2013年に子どもの貧困対策の推進に

関する法律と生活困窮者支援法を制定し、国は有識者会議をつくって、貧困状態の子供の割合の把握をし、教育や生活、保護者の就労支援などの効果を検証して対策の実効性を高めていく方針のもと、繰り返し国のほうでは会議が行われています。また、ことしの8月末の内閣府の会議では、子供の貧困対策に本腰を入れると、具体的な予算措置をしていく方針も示されております。

経済的に我慢を重ね、自己肯定感を失った子供たちは、進学や就労の面で生涯にわたって不利になる現状があり、この子供の貧困問題は、私も昨年12月議会で取り上げ、高校中退やその後の就労状況、ひきこもりの実態調査をし、必要な支援につなげていくべきとの提案をいたしました。子供はみずからの力のみで生きていくことが不可能ですので、社会全体の仕組みとして貧困による不利を取り除くことは、子供の福祉の観点から重要な政策問題であると考えておりますし、国も実態調査を進めようとしておりますので、前回の議会後、私の質問後、市ではその調査準備は進んでいると確信をしております。

そこで伺います。

ことし4月から、生活困窮者支援法に伴い、生活保護にならないための相談業務が始まっておりますが、市として、貧困世帯とは具体的にどんな方を想定していて、どれぐらいの対象者がこの愛西市にいらっしゃるのか予測して事業をされていると思いますが、どんな予測をされているのか、また貧困世帯の子供の数についても、愛西市の状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

では次に、市民活動の活発化と介護保険制度改正の準備についてお伺いをいたします。

介護保険制度改正に伴って市民活動の力が大変重要になってくることは、この議会でも繰り返し取り上げてまいりました。それだけでなく、こういった市民の活動というのは、介護保険制度改正のみならず、防災や行財政改革、まちづくりにおいても活発化が大変今後重要になってくると私は思っております。

私自身、議員になる前から市民活動をし、例えば立田の子育て支援センターの設計や運営においては、市民参加の協議会を設置していただき、職員の方々とともに安全な施設を考え、完成後は要望した責任から、きちんとみんなで使える、みんなで使う施設をつくっていかうということで、市民団体で子育てサロンなどを開催し、活動してきました。

しかし、こうした先進的な行政と市民との協働も、合併と同時に統一の名のもと、なくなってしまったのではないのでしょうか。これまで議会で何度も市民との協働を取り上げてきましたが、指定管理者制度が市民との協働だと、えっと思うような答弁がされてまいりましたので、正直なところ、市民の皆さんに市民との協働の意味が理解されているのか大変不安に思い、心配しております。日永市長となり、市長はよく式典の挨拶で、「市民でできることは市民の手で」とおっしゃいます。私は大賛成で、ああいった場で話されることも評価しております。

そこで伺います。

市民との協働に向け、この間の成果や現状について説明してください。そして、来年度から統合庁舎が本格的に稼働することにより、市民協働課をつくり、今までばらばらだった総代、

コミュニティなどへの対応を一本化すると、先ほど総務部長から竹村議員への答弁がされましたが、役割はたったそれだけなのでしょう。今後の施設の再編成により、具体的にどんな検討、計画をしているかもあわせてお伺いをいたします。

では3つ目の質問で、恒例の今まで質問してきたことに対し、その後どうなったかというテーマでお伺いをしたいと思います。

きょうは補助金制度についてお伺いをしたいと思います。

商工会が旧町村に残ったままであったり、土地改良区も複数残っていたりする課題や解決や、補助金金額の支給額の根拠の説明責任が果たせる形にするんだということで、合併当初から、補助金についての改革については言われてまいりました。平成20年に指針がつくられ、それをもとにして補助金の改革が進められてきているとは思いますが、今なお補助金の改革については改革半ばと聞いております。

今までこの平成20年につくられた指針に変更はあるのか、また現在の補助金制度への考え方、そして改革の進捗状況、成果、課題について説明を求めます。以上です。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

まず私のほうから、1番目の愛西市の困窮世帯の状況を把握しているかという御質問ですが、困窮世帯の世帯数、子供の数は、しっかりとした数字は把握しておりません。

貧困に関する考え方については、先ほど議員言われましたように、厚生労働省が示しています相対的貧困率などがあります。16.0%という数字をもとにしております。その根拠について、愛西市に置きかえたものはございませんが、愛西市でのその数値、その貧困率を掛け合わせますと、およそ1万人程度になるかと思っております。

その中で、例えばでございますけれども、低所得者を生活困窮者に陥りやすい方とした場合に、市民税の非課税世帯とさせていただきます。そうしますと、平成27年1月1日現在の非課税世帯は、総数で4,713世帯、人数にしまして9,622人、世帯主の年代別内訳では、20歳未満が2世帯、20歳代が130世帯、30歳台は249世帯、40歳代は316世帯、50歳代は161世帯、60歳代以上が3,855世帯です。また、非課税の世帯で扶養されている18歳未満のお子様については741人です。

先ほど言いましたように、ただしこれらの方は課税上の低所得者でありまして、資産とか貯蓄とか仕送りとか社会保障の現物給付などの収入があったり、家族数などの影響する生活費の支出を加味した生活保護に準ずる困窮世帯を調査・把握することは困難であると思っております。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうは、まず2つ目の御質問のほうにお答えしたいと思います。

「市民でできることは市民の手で」というようなことで、市民でできることは市民の手で行っていただくことを後押しするための新しい組織として、市民協働部の市民協働課を設置する予定であります。この窓口には、市民活動の相談や新たに組織の立ち上げを考えているところに対して必要な情報を収集したりして、サポートができる体制にしていきたいと、このような

ふうになっております。

また、自立した組織の育成等に関しましては、市民活動について市内において最もさまざまな分野のボランティアグループなどの方が活動してみえます登録ボランティアグループを初め、登録以外でもこつこつと頑張っ活動してみえる団体もあることと思います。愛西市では、社会福祉協議会を中心として活動をされてみえるのかなと、こんなようなふうに思います。

あと、新しい体制の中でというような御質問ですけど、市としましては、このような市民活動やコミュニティー活動は、施策の中において重要な位置づけであるというふうに捉えております。職員に関しましては、自治基本条例の本旨を理解して業務を進めるよう、管理職研修や中堅職員の研修を実施し、市民活動の後押しができるようにというふうに考えております。

あと、施設の関係ですけれども、施設の状況を今後詳細な把握とか検討を含めて進めていくわけですが、現時点において、統合庁舎や公共施設等の総合管理計画では、まだ具体的な計画はございません。

続きまして、補助金の関係でございます。

補助金等につきまして、合併後、平成20年に一度見直しをしています。そのときの見直し内容は、補助金ごとに支払い根拠法令、要綱等を明確にし、目的、対象、手段、成果の有効性を検証した上で、継続、制度の見直し、原則廃止の3つの方針に当てはめて見直しを進めてきました。

そして、平成20年に策定した補助金等の整理・合理化に関する指針は、5年が経過し、社会経済情勢の変化、または地方交付税等の合併算定がえ10年目になることも鑑み、見直しをすることにしました。現在、行政改革の一環として、事務事業見直しワーキングチームの補助金部会を立ち上げ、調査・検討を行っています。

見直し内容としまして、昨年度、平成20年度の指針をもとに、他市の見直し基準も参考にしながら、主に補助金等の見直し基準を見直し、継続、縮減、費用変目、統廃合、廃止の見直しの方向性、それに対する項目の整理・明確化を行い、各補助金、交付金ごとに方針を出しました。

そして、今年度に入ってから、その方向性をもとに、近隣市の状況、過去の縮減状況、積立金の保有状況、積算根拠、今までの事業効果等を検証して、次のステップの検討を行っております。

今後の計画といたしましては、各団体、市民の方へ丁寧な説明を行いながら進めていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

## ○8番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初に、貧困の問題ですけれども、今、部長のほうから非課税世帯についての説明がありました。市のほうとしては、この非課税世帯がほぼ生活困窮者としての数字に近いものだとところで、相談業務とかいろんな事業の評価をされていくということで理解してよろしいでしょうか。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

数字的な合計数が国が示している16%に近いということで、先ほども言いましたように、非課税世帯が9,622人、16%を愛西市民におきますと1万人ちょっとぐらいになると思いますので、数字的には近い数字だと思いますけれども、先ほどの後段で言いましたように、実態のお1人お1人、1世帯1世帯の状況を把握することをしておりませんので、その方たちが貧困だという定義づけをして対応するようにはしておりません。

○8番（吉川三津子君）

その点は十分理解していて、それが1人1人確認ができればいろんな問題がすぐ解決できるんですけども、こういった相談業務をするに当たって、今、件数等も出てきているんですけども、それが全体の何%ぐらいが相談業務できているかという事業評価が、こういった数字がないとできないと思うんですよ、これがうまくいっているかどうか。ある程度、対象者人数はこれくらいだなという数字を持っていく必要があると思うんですけども、その考えについてはいかがでしょうか。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

本年4月から始まっております生活支援事業で、相談業務もあります。実態としましては、先ほどの1万人にはほど遠い、少ない数字の相談はあります。ですので、先ほど対象者という定義はイコールにはならんと申し上げましたけれども、非課税世帯というのは困窮に陥りやすい方と認識はしております。

○8番（吉川三津子君）

きょうはグラフをつくってまいりましたので、ちょっと見ていただきたいんですけども、折れ線グラフのほうが、先ほど部長のほうから答弁がありました年代別の世帯数です。答弁していただいたのは18歳未満というふうになっているんですが、人口統計からグラフが作りにくいので、20歳未満という、20歳代、30歳代というふうにつくらせていただきました。

青い棒グラフの部分が非課税世帯で暮らす方々の人数なんです。これを見たときに、私はこの30代がどうして愛西市はこれだけ多いんだろうという疑問を持ちました。若い世代の方々が低所得なのか、非正規雇用が多いのか、子供がいると当たり前のように貧困になりやすいのか、親さんの年金で暮らしている方が多いんだろうか、結婚せずにフリーター的な暮らしをしている人が多いんだろうかとか、いろいろ考えたわけです。30歳代だけじゃなくて、やはり30代、40代、50代のところでこれだけ非課税世帯があるのは一体何なんだろうということを思ったわけです。一番左側に7%と書いてあるんですが、これは19歳以下の人口の7%が非課税世帯に暮らしている子供たちの数なんです。30歳代でいうと、非課税世帯に暮らす人たちは14.7%いるんです。

このグラフをつくったときに、私もちょっと唖然としたわけなんですけど、さらにこの非課税世帯の数は市の世帯数の21.2%に上っているということについても、全国的に見てどうなんだろうということも大変危惧したわけですが、30代にこれだけ非課税世帯に暮らす方が多いということについて、何らかの原因とか考えられることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

グラフにいただきまして、ありがとうございます。

私が先ほど申し上げた数字をグラフ化されまして、もう1つ分析をさせていただきまして、男女比をそれぞれの年代別に分けさせていただきました。

そうしますと、おっしゃる30代、40代につきましては、30代はここでいう1,240人でございますけれども、女性の方が782人、その率が63.1%、40歳代の方が834人でございますが、そのうち女性の方が524人、その率が62.8%。ほかの年代に比べまして、30代、40代、数も多いですけれども、女性の方の比率が高い。

もう1つ分析をさせていただきますと、母子家庭が431世帯あります。年代が30代、40代とそこまでは分析しておりませんが、ここでいう30代、40代の方というのが女性の方が多いということは、その中に母子家庭の方が低所得で含んでいるのかなあというふうに推測しております。

○8番（吉川三津子君）

私もこの質問をするに当たって担当部署のほうに伺ったんですけど、やはりこういった分析がされていないということが大変問題だと思います。やはりこういった分析をして、どこに手を差し伸べなければいけないのか、どんな相談業務を充実すべきなのか、そういったところの情報収集をしなければ、解決につながらないのではないかとこのように思っております。

そういったところから、高齢者の70歳以上というのは、これから多分ふえていき、就労につながりというのは難しいだろうという予測がつかます。そういった方々については、やはり生活保護の覚悟というか、そういった予測値に入れていく必要はあるだろうというふうには思っているわけなんですけれども、こういった分析というのは、市にはいろんなデータがあり、市のホームページに公表されている愛西市の統計というものを見るだけでも、いろんなものが見えてくるわけなんです。

ですから、やはりこういった事業をされるときに、愛西市の特徴は何なのか、どこに手厚い福祉をしなければいけないのか、そうしたところのやはり的を得た事業展開をしていただきたいなあということを、今回質問する前にいろいろお話をしながら思ったわけです。

こういったグラフもつくらせていただいたわけなんですけれども、こういった支援をされていくことによって、ひとり立ち、自立される方がふえていくということは大変望ましいことなんですけれども、やはり生活保護世帯はこれから大幅にふえていくだろうと。年金支給額にも左右されると思いますけれども、そういったことで、この愛西市の今後の生活保護世帯はどうなっていくのか、その予測についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

将来の生活保護世帯の推移予測でございます。

愛西市の生活保護世帯の状況でございますが、平成17年度110世帯161人、平成22年度120世帯158人、今年度、平成27年度は183世帯241人と、年々増加をしている状況でございます。生活保護世帯の状況につきましては、平成20年の世界的な金融不安の中で大きく景気が後退しま

して、これまでの傾向以上に増加しました。今後も所得水準の上昇がそれほど見込めない中で、生活保護世帯の増加は懸念されるところでございます。

○8番（吉川三津子君）

多分、平成17年から27年で、10年間で161人から241人という、大幅に伸びている。これで団塊の世代の方がさらに高齢化を迎えられるに当たって、これだけでは済まないのではないかなということをおっしゃるので、その準備はぜひしていかなければいけないだろうというふうに思っているわけです。こういった数字が示され、相談業務もされているわけなんですけど、4月から7月に相談業務された統計が出ていますので、その成果ですね、相談業務をされたの成果と課題はどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

ことし4月から実施しております生活困窮者自立支援制度の半年もたっていない状況でございますが、7月31日で締めさせていただきますと、相談受け付け件数は15件です。

相談の内訳でございますが、男性が9名、女性が6名、その年代別ですが、50歳未満の方が6件、50歳以上の方が9件でございます。その相談の内容でございますけれども、収入、生活費の問題、仕事探し、就職に関するものが多くありまして、その次に家族との関係、健康、障害に関する相談ございました。

支援実施状況でございますが、生活保護を受給となったのは2件、ハローワークでの支援が3件、住居確保支援給付金の支給が1件ございました。

課題としましては、就労相談が多い中、一般就労が難しい場合、支援が難しい。それから、対象者がひきこもりの場合、本人との接触が難しい。それから、多重債務の場合、ほかの制度、例えば法テラスとか財務局だとかという説明をさせていただきましたが、本当に行かれたかどうかは確認をしていないということがございます。

○8番（吉川三津子君）

4、5、6、7の4カ月で15件ということなんですけど、この件数に対して、多いと思われているのか少ないと思われているのか、その辺の評価はどうされたのか、お伺いをいたします。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

数字だけ見ますと、先ほどの対象者1万人近くというようなこともありますので、数字15件というのは決して多い数字ではないと思っております。

○8番（吉川三津子君）

日進市では300件を超す相談が来ているんですね。それはなぜそれだけ集まってきているかということ、やはりいろんな部署との連携がとれている。多重債務のことは今経済課のほうでされているかもしれませんが、そこに相談が来れば必ずこちらのほうが紹介される、子育ての関係でも紹介されるということで、ここに集約がされ、いろいろなところと連携をしているところにそういった相談者を導いていくという仕組みができています。

しかし、私はまだこの愛西市においては窓口を開いただけで、そういった連携の仕組みというのがほとんどできていないのではないかと。先ほどの多重債務の場合、法テラスを紹介した

と。その後、行ったかどうか確認ができていないと。今回のこの相談業務というのは、寄り添い、その後どうしたのか、きちんと自立まで導いていくのが今回の窓口の役割だと思っております。それがやはりできていないということは、本当にまだまだこれから努力が必要ではないかというふうに思うわけなんです。

あと、ひきこもりについては、この間議会の中でも取り上げてきて、何人いるかわかりませんと言っていたのでは何も始まりません。大まかにどれぐらいいるんだろうということは、全国的にも徐々に状況の把握が始まっており、国もこれは動き出す予定でいるんですね。やはりそういった方々がこの愛西市にどれぐらいいて、どういった方法で導いていくのかというのは、難しいかもしれないですけども、一步一步踏み出していかなければ解決ができないと思っております。

私は、このひきこもりの調査についてはなかなか難しいので、民生委員の皆さんに地域の情報を提供していただくとか、正確にこれが全ての数字ですと正確な数字でなくてもいいので、この地域のこれだけの方がいらっしゃるというような数字は把握していくべきではないかと思っておりますが、その点について市の考えをお伺いいたします。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

おっしゃるとおり、ひきこもり、ニート、高校中退などの人数については把握できておりません。数字的に申し上げますと、生活保護世帯は市の社会福祉課のほうで担当しておりますのでその数字を申し上げますと、生活保護世帯における高校・専門学校の進学率は、24年度はお2人で進学100%、25年度は4人で100%、平成26年度は4人で100%、27年度はお1人の進学でしたので50%。それから、高校中退の方は、これも生活保護世帯の方ですけども、26年度でお1人、市外で生活されておられます。

それから、その把握についてですけども、なかなか6万5,000人をしっかり調査するのは難しい。議員おっしゃるように、地域との連携といいますか、地域に密着している民生委員さんだとか、総代さんだとか、町内会長さんだとかからの情報を、連携を密にいただきまして、福祉のほうへつないでいくという仕組みづくりをなるべく早くつくりたいと考えております。

#### ○8番（吉川三津子君）

本当に全ての件数をつかまなくても、徐々にそういった人たちとの接点をつくる努力をしていくということが大変だと思いますので、高校についても生活保護世帯についてはそういった調査が継続的に、接点もありますのでされているんですが、教育というものは、やはり18歳までは子供ですし、きちんと教育部局がこの愛西市の子供たちの教育、中学で終わるんじゃなくて、その先の教育までどうなっているのか、それを把握しながら見ていくのが大切でしょうし、高校中退により、やはりニートとかいろんな生活困難に陥る確率が高いということはもう既にデータ的に出ておりますので、そういったところでの今後工夫しながら集約していくということに努力をしていただきたいと思います。その点について1点お伺いをしたいのと、それから先ほど申し上げたように、追跡というか、相談に来たらおしまいではなくて、その方につい

てのカルテ的なものをつくって、寄り添い続けるということが大切だろうと思います。

ほかの地域では、やはりこういう生活困窮者の方でお金の管理が苦手な方もいらっしゃいます。そういった方については、家庭の中に入って家計簿的なものをつけるとか、食費はこれだけでやらなきゃだめだよといった形での支援がされていると聞いておりますが、ぜひそういった研究も進めていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

先ほど来、仕組みづくりは早急に頑張りたいと思っています。

それと、後段で言われました家計相談の関係ですけれども、今般の生活支援自立支援法のメニューの中にそれもあります。ただ、愛西市の場合はこれは必須事業でございましたので、この春からの事業展開としてはされておりません。県下でもやってみえるところは聞いておりますけれども、ということで、今はメニューに入っておりませんが、法に従いまして、努力、勉強していきたいと思っています。

**○8番（吉川三津子君）**

これから相談がふえてくれば、そういった事業が必要なかどうかの判断ができると思いますので、状況に合わせて必要な事業の展開をお願いしたいと思います。

それから、数点、私、この貧困問題について提案をさせていただきたいと思うんですが、多分部長たちも御存じだと思うんですが、滋賀県野洲市のほうでは、国のモデル事業をやって、生活困窮者支援の先進地と言われていて、おせっかい体制ということで、各課がいろいろなおせっかいをやるといって体制ができています。

一般就労が困難な方が愛西市でもいらっしゃって、就職紹介がとても大変だというお話もあったわけなんですけど、この野洲市のほうでは、市内の企業に協力していただいて、就労体験研修などを行ったりしているわけです。

それから、税の滞納が生活困窮のサインだということで、多重債務を見つけ出して徹底的に寄り添う体制をつくったりとか、それから納税とかの関係で、市のほうが債権放棄の条例をつくって、これは生活困窮者の支援のために債権放棄をする条例をこの野洲市はつくっているわけです。

そういったものを1つ1つ、できるだけ相談者が窓口に来やすいような体制をつくりながら、1つずつ、やはり前もって研究を進めていただきたいと思いますので、市の考えをお伺いいたします。

**○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）**

紹介されました野洲市の関係も、モデル事業としてやってみえるということは知っております。岐阜県のほうでもやっていますし、愛知県でも名古屋市を初め、数市がやっておられるということは聞いておりますので、それら先進市のことをよく勉強させていただきまして、愛西市の実になるようにしていきたいと考えております。

**○8番（吉川三津子君）**

次に、子供の貧困のことにちょっとターゲットを絞ってお話をさせていただきたいんですけ

ど、平成25年10月に厚労省の関係のアンケートが愛西市にも届いて、子ども・若者への生活困窮者支援をしているかと、具体的にどんなことをしているかというアンケートがこの愛西市に届いて、その答えが何もしていないという答えしか返っていったいないんですね。

確かに、この貧困問題、愛西市は、私は大変おくらしているなあというふうに思っています。大変見えにくくて、昔みたいにそんなぼろぼろの服を着ている子はいないじゃないかみたいな形で、十分に今の相対的貧困の意味が理解されずにここまで来てしまったのではないかなというふうに思っているわけですが、私のほうとしては、この子供の貧困というのは見えにくくて、先ほど申し上げたように、経済的なことでの我慢の繰り返しから、やはり心も病み、自己肯定感が持てず、将来的にもいろんな不利をしょいながら生きていくという事例は、かなり私は子供の貧困にはあるというふうに思っています。

この連鎖を断ち切るには、やはり学習支援が大変重要で、前回の議会でも中学校の暴力・いじめ問題を取り上げました。私はその影にこういった貧困、金銭的貧困だけでなく、やはり家庭環境の貧困とかいろんな状況が眠っていて、学習のおくれからそういった行動に出るということも多いのではないかなというふうに思っています。そういった意味で、この学習支援をやってほしいなあというのが私の考えで、民間との連携で、全国で300を超す自治体で取り組みがもう進んでいるというふうに私は聞いております。

愛西市では、小学校でいえば放課後こども教室を廃止して、教室が使われていないところがあるわけです。そういったところで学習支援、ボランティアでも何でもいいので、基礎的な学力、受験の勉強ではなくて、本当に基礎的な学力を身につけるような学習支援の場に使ってほしいかどうか。私は放課後こども教室を廃止するときにも申し上げました。これから貧困の問題をやっていかなければいけない。だから、放課後こども教室を残してほしいんだということをお願いしたわけなんですけれども、その場で学習支援という形をしてほしいかどうかと思いますが、市のお考えを1点伺いたいのと、それからこれもずっと議会の中で取り上げてきておりますが、学校の先生方も転勤があって、なかなか愛西市の福祉の理解というところが欠けていて、子供が困っていても市の福祉サービスにつなぐということが十分にできていないのではないかとことを思っております。それについての今の現状と、私はスクールソーシャルワーカーといって市の福祉事業と学校教育をつなぐ、不登校になればこの方がおうちに行って、子供に会うだけでなく、家庭の環境を知る、そこに貧困はないか、市のサービスを使えばもっとこの家庭は楽になるのではないかとアドバイスができるような、そんなスクールソーシャルワーカーを利用した支援というのも必要ではないかというふうに思っておりますので、その点についてもあわせて伺いをいたします。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

まず貧困の問題というようなことで、貧困対策の中で、子供の学習支援というのは自立支援法の中のメニューにもございます。

それと、前後しますけれども、教員の方々が福祉施策を御存じないということは確かにそういう状況でございますので、今後は先生方も含めて愛西市の福祉をよく理解していただきまし

て、特にお子さんの福祉に関係することについては福祉窓口のほうに相談を、連携をして持ってきていただくような体制づくりをしていきたいと考えております。

**○教育部長（石黒貞明君）**

済みません。教育委員会の立場としまして、学校との関係ですね、福祉の、それにつきましては、学校を窓口にした、貧困対策の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことが重要だというふうに思っております。福祉部門との連携を今後は密にしていきたいということと、あとは学校の校長会ですね、そういった場を利用させていただいて、福祉部門と連携をとりながら周知を図り、福祉制度につなげていけたらなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○8番（吉川三津子君）**

本当に福祉とつなげていくというのも大切なんですけども、やはりスクールソーシャルワーカーの方が御家庭に出向いて、子供を助けるだけではなく、家族全体の課題を拾って解決していくということが多分これから重要だと思っております。きょうはたくさん私も提案をしていますが、あれもこれも十分な答弁をいただくというのは大変難しいとは思っておりますが、一度やはりこういった研究もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、もう1点紹介をさせていただきたいのは、義務教育まではある程度給食代とかいろんな学習用品の支援があります。しかし、高校に入ると、そういった支援もかなり少なくなっ、て、高校に入るとアルバイトをしながら高校に行く子供たちもいます。

そういった中で、みよし市では、所得状況とか家族構成の基準を設けて、高校生に毎月6,000円、大学生には8,000円の支給がされていて、平成27年度には19名利用しています。県下でも、豊田市、刈谷市、安城市、大府市など9自治体で、こういった高校生・大学生への利息のない給付型の奨学金制度が設けられておりますので、ぜひこういったものを、子育てがこれからの地域創生の目玉だということで動いていらっしゃるわけですので、こういったもの、盛りだくさんのメニューがあります。今でも私は愛西市の子育て支援は十分評価しておりますけれども、これからやはり貧困というところにメスが入られる中、こういったものの研究をしっかりとしていただきたいと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

やはりお子様の状況に合わせた支援が必要だということを考えておりますので、申しわけございませんが、全世帯の方ということではなく、その状況に合った支援を今後もしていきたいというふうに思っておりますし、今5点あった件は、市につきまして研究をさせていただきたいというふうに思っております。

**○8番（吉川三津子君）**

それでは、続いて2つ目の市民活動と介護保険制度に関することでお伺いをしたいと思いません。

これから市民協働課ができるということで説明をいただいたわけなんですけど、ボランティアとかNPOとか、いろんな市民団体があるわけですけども、具体的にどんな支援が必要だと思っていらっしゃるのか、その点についてちょっと確認をさせていただきたいのと、やはりこういう市民活動というのは、行政の職員の方々はなかなか苦手なところだと思いますけれども、人材育成についてはどうされていくのかお伺いをしたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

まず私のほうから具体的な支援立ての内容をとということなんですけれども、ボランティアのほうで連絡協議会、そちらのほうの組織があるかと思っておりますけれども、そういったところの中で、ボランティアの人たちの相互交流とか情報交換、それから育成とか研修、そういったものを行っておられます。ですから、こういったところが具体的に協力ができたらいいのかなあ、こんなようなふうに思っております。

それから、人材育成の関係ですけど、市民活動やコミュニティーの関係なんですけれども、職員も、先ほどお話しさせていただきましたように、自治基本条例をまずは内容の把握とかそういったものをして、まずは職員が理解をします。その次に市民の方へできるだけ積極的にPR活動がしていけたらいいのかなあ、こんなようなふうに考えております。

#### ○8番（吉川三津子君）

私もずっと市民活動の場に身を置いているんですが、市民協働課ができたということは、社会福祉協議会のボランティア協議会に協力するのではなくて、やはり市が直接市民団体と接点を持っていかなければいろんな市の事業との協働は不可能だというふうに思うわけなんです。やはり市民協働課のほうで、市民活動が自立できるような助言なり、それから税金に頼らず、今、財団とか企業ではいろんな助成金を公募で募集しているわけですので、そういったものの紹介とか、国のほうの省庁でもいろんな事業の公募をしているわけです。そういったものの紹介をしながら、市民活動の自立を促していくということがとても大切だというふうに思うわけですが、今、部長がおっしゃるところによると、社協を応援していくようなお話だったんですが、具体的に直接かかわっていかれるとばかり私思っ、ずっとお話をしていたものから、その点について確認をさせていただきたいのが1点です。

それからあと、やはり市民活動の活性化をしていくには、それぞれの活動を市民の方々に知っていただくということが重要になると思います。広報とかにやはり市民活動のページをつくるとか、それから新しい庁舎になったら市民活動のコーナーにいろんな活動のチラシを置くとか、そういったところについてはどうなっているのかお伺いいたします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうが社会福祉協議会を例に話をさせていただきましたけど、それ以外にもう少し原則的なお話をさせていただきますと、各地域のコミュニティーにおいて、地方公共団体は非営利団体とかボランティアが社会奉仕活動において多数活躍できるような、そんな地域になったらいいのかなあという、そんな中で、通常、地方公共団体は何かのプロジェクト等を実施するに当たって、それを公表すると。それに対して補助金がつくつかないというような問題がありま

すけど、そのプロジェクトを実施する団体、そういったものを公募する。そういった応募があった非営利団体から事業に適格な団体を選考すると。その団体と事業の進行とか管理、そういったものを協議して、行く行くはその結果、内容を審議すると。こんなような仕組みづくりですかね、そういったものがまだ愛西市にはできていないというようなこともありまして、補助金の支出とあわせて数多くの事業、特に福祉関係事業を非営利団体に委託するようなことができればいいのかなあと、こんなようなことを個人的には考えております。

続きまして、活性化で市民の方に知っていただく、周知というようなことなんですけど、まだ、申しわけない、この辺のところは具体的にどうするかというようなことは考えておりませんが、今、議員が言われたようなことを十分理解しながら進めていきたいと、こんなふうに考えております。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から若干補足をさせていただきます。

今後につきましては、我々市職員といたしましても、地域に出向いて市民団体とかかわりを持って情報共有をしながら、ともに地域課題に取り組んでいくことが最重要課題だというふうに思っております。そのためには、やはり我々行政職員も、まだまだそういったことに対して、学習といいますか、自治基本条例の内容もしっかりと理解していない職員も見えますし、今後どのような行動を起こしていいのかわからないということもございますし、そしてまた市民の皆様方におかれましても、まだまだ行政主導の地域づくりが根づいているというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、やはり早急にそういったことを情報共有していきたいというふうに考えております。

#### ○8番（吉川三津子君）

ぜひ市民活動とは何ぞやというところで、市長もやはり自立した活動を目指していらっしゃる。となれば、自立した団体をまずは育てるところから着手しなければいけないと思っておりますので、仕組みをつくれれば育つというわけではないと思っております。その辺について、ぜひ皆さんで勉強していただいて、市民とともに愛西市がよくなっていくようなことを考えていただきたいと思っております。

それでは、ちょっと時間がなくなってまいりましたけど、介護保険制度の件についてお伺いをしたいと思います。

介護保険制度の改正によって、地域の助け合い活動が重要になってくるということは何度も申し上げてまいりました。

その中で、やはり団体が集まらない理由というのは、このサロンをやるにしても、準備金が出るのだろうか、どんな場所でやったらいいのだろうか、そうしたところの提示がされなければ、なかなかやりますという手は挙がるわけがない。ぼんやりとサロンをやってくださいいっても、サロンってどういったものなんだろう、どれぐらいの費用がかかるんだろう、そんなものがない限り、そんな金額等とか条件的なものが提示されない限り、なかなか手が挙がらないのではないかというふうに思います。その辺について、そういった情報をいつごろ明らかにさ

れるのか、1点お伺いをしたいと思います。

それから、あと1つ2つ提案なんですけれども、愛西市にもコミュニティセンターの指定管理者制度が導入されております。そういったところの条件に、週に1回とか月に何回とかサロンを開いていただく事業をやはり契約のときに盛り込む。そういうことをしながら、地域で介護保険制度の中の助け合いの事業をつくっていくというのも一つだろうと思っています。そういったところの研究をするつもりはないのかというところを2つ目にお伺いしたいと思います。

それから、今、3つ目の提案は、こういったボランティアに参加すると、介護ボランティア制度といってポイントがいただけて、そのポイントがまた何らかの講座を受けるときに使えたりとか、介護保険の支払いに使えたりとか、いろんな工夫がいろんなところでされているわけですが、これ一つで効果が上がるとは思っておりませんが、こういったものも、今、長久手市では、介護保険だけではなくて、市民活動全般に導入されます。東郷町でも取り組みがされると聞いておりますが、そういったものについてどう考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

まずお尋ねの介護保険の関係でございますけれども、先ほど来、社会福祉協議会のほうでボランティア連絡協議会があったりというようなこともあります。社会福祉協議会のほうでは、現在サロンの活動資金の一部を助成しております。7万円を上限として、小地域福祉活動支援事業ということで地域のサロン活動の運営を支援しております。

今後ですけれども、地域のサロン活動は地域住民相互のつながりづくりや認知症、介護予防に効果があると考えておりますので、市民運営のサロン活動の充実に向けて、開設準備についても社会福祉協議会への支援や、それから介護保険の総合事業のメニューを検討していきたいと考えております。ただ、いつかというようなお話はまだ決めかねておりますので、よろしくをお願いします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は15時20分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時20分 再開

#### ○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位10番の6番・高松幸雄議員の質問を許します。

6番・高松幸雄議員。

#### ○6番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、愛西市の地方創生についてと愛西市の小・中学校教育環境について質問をいたします。

まず愛西市の地方創生についての質問です。

地方創生とは、地方の人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組みを指します。国は平成26年12月27日に閣議決定された日本全体の人口減少の展望を示したまち・ひと・しごと創生長期ビジョンで2060年に1億人程度の人口の確保をする中長期展望を提示、地方創生のためのまち・ひと・しごと創生総合戦略で2015年から2019年の5カ年の政策目標、施策を策定しました。

このような状況を踏まえ、地方自治体においても、国が策定した総合戦略等を勘案して各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示した地方人口ビジョンを策定し、各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015年から2019年の5カ年の政策目標を示した地方版総合戦略等を2015年度までに策定、実行するよう努めることとされました。地方人口ビジョンの策定に当たっては、各地方自治体における人口の現状と将来人口の推移を分析し、今後目指すべき将来の展望をそれぞれの実情に応じて戦略の基本目標を設定していくとあります。

そこで、本市における地方人口ビジョン策定の進捗状況をお尋ねいたします。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、全国の2060年の総人口は8,674万人までに落ち込むとされています。本市において、2060年には人口減少はどのくらいあるのかお尋ねします。国の長期ビジョンでは、2060年に1億人程度の人口が確保されることを見込んでいますが、本市の数値目標（KPI）はどのくらいの規模を想定していますか。また、目標達成のための手段と根拠をお尋ねします。

続きまして、愛西市版総合戦略について、3月議会で質問した5点の検証です。

1点目は、本市の総合戦略の策定及び検証に当たりましては、できる限り外部有識者等を含む幅広い分野の方々のご意見を聞くこととなっております。地方創生戦略推進会議、こういったような名称のものを開催し、その委員の構成員としましては市民の方を初め、幅広い層の方々より御意見をいただき、愛西市の特性を生かした総合戦略を策定していきたいと考えております。具体的な実施計画の内容につきましては、現段階におきましては少子化対策を含め、できるだけ幅広い分野の中で検討中であるということですとありますが、その後の進捗状況をお尋ねします。

2点目は、県外を含む近隣市町や、海部地区全体で個別案件ごとに連携が可能であるものから検討していきたいというふうに考えております。とのことでしたが、その後にごく市町との連携協力は検討されましたか、お尋ねいたします。

3点目は、安心して働ける場の確保策として、現在、優良企業の誘致を進めているところがあります。市内で安心して働くことができ、安心して結婚し、安心して子育てができる、そんな愛西市にしていかなければならないというふうに思っております。そういう計画を今後策定する地方版総合戦略に盛り込んでいきたいと考えております。また、今後の環境整備につきましても、あわせて地方版総合戦略に盛り込む必要があるというふうに考えているところがございますとのことでしたが、どのようなことが盛り込まれたのかお尋ねいたします。

4点目は、市の役割として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されますが、そこで本市の特色と資源とは何で

あると考えますか、お尋ねします。

5点目は、愛西市へ人呼び込む一つの方法として、レンコンを初め、市で生産される野菜を中心とした農業に親しんでもらえるための体験や宿泊をしてもらうグリーンツーリズムを、今後策定します地方版総合戦略の中で総合的に検討していきたいというふうに考えておりますとのことでしたが、グリーンツーリズムは総合戦略に盛り込まれたのかお尋ねします。

次に、政府文書の地方版総合戦略策定の手引には、総合戦略策定段階や効果検証の段階において十分な審議が行われるようにすることが重要とされていますが、戦略策定段階での議会における審議についてどう考えているかお尋ねします。

次に、愛西市の小・中学校教育環境についての質問です。

学校は、児童・生徒にとって学習の場であるとともに、生活の場でもあります。施設の中で、心身両面の健康のために、トイレの環境整備は大変重要であります。トイレは今や一般住宅において、暗い、臭い、汚いと言われる、いわゆる3Kのイメージから、むしろ清潔で、しかも洋式トイレが主流であります。このような環境で育った子供たちが、いざ学校へ行くと、和式がほとんどで、しかもいまだ3Kのイメージのトイレが多いのが実態ではないでしょうか。洋式でなれた子供が小学校へ入学し、いざトイレに行くと、和式で、用を足せないという相談がありました。トイレに行けないということは精神的なストレスにもつながり、さらには健康に支障を来すことも十分に考えられます。早急に学校トイレの改修を行ってほしいとの切実な御要望がありました。

本市において、小・中学校トイレ洋式化の現状の整備状況についてお尋ねいたします。

また、災害時に避難所として使用する学校トイレの洋式化が進むことは、和式の利用が困難な高齢者や障害者への配慮にもなります。小・中学校の体育館には多目的トイレは緊急に必要なと考えますが、市の考えをお尋ねします。

また、トイレ修繕の要望は毎年どれくらいあるのかお尋ねします。そして、各学校からの要望に対してどのような対応をされてきたのかお尋ねします。また、今後のトイレ修繕計画についてお尋ねします。

続きまして、学校プールの老朽化対策について何点か質問します。

児童・生徒が安全で快適な教育環境で水泳ができるように、老朽化したプールは計画的に改善し、学校教育の円滑な実施が期待されますが、昨年、佐屋プールが施設老朽化による漏水で休止が決定し、ことしは佐屋小のプールが漏水のため使用できなくなりました。

近藤議員、河合議員と質問が重複しますが、佐屋小プール漏水の原因と修繕費用はどのくらい必要かお尋ねします。プール設置後50年以上が経過して、現状の改修事業では対応できないことも見込まれますが、何か対応策は考えているかお尋ねします。

以上で私の一括質問を終わります。それぞれ御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

まず最初に、私のほうから地方創生についての御質問に御答弁させていただきます。

愛西市における地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定手順について御説明させていただ

きます。

策定体制といたしまして、庁内組織として、市長、副市長、教育長及び全部長級職員で構成する総合戦略推進本部を設置し、その下に設置目的に関係する課長級で構成する部会を置き、さらにその下に設置目的に関係する部署の職員で構成するワーキングチームを置き、3階層の職員で検討しながら、将来人口展望、それを実現するための施策を検討していきます。

また、外部組織として、産・官・学・金等をとということで、産業界、国・県、それから有識者、金融機関等、そういった方からの多方面からの御意見、または御提案をいただくために総合戦略推進委員会をお願いしております。

このような体制におきまして、4月に入りまして、いち早く、市長を本部長とする愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げたところであります。また、外部委員の御意見等もいただくため、7月に第1回の総合戦略推進委員会を開催しております。

そのような状況の中で、人口ビジョンの進捗状況としましては、現在、人口の推移、自然動態の状況、社会動態状況、産業や就業者の状況などの現状分析を行っているところであります。

人口においては、2060年を目標とした長期ビジョンが策定されましたが、一方で国立社会保障人口問題研究所が推計する2040年を準拠して対象期間を設定することも可能なことから、愛西市においては2040年を目標と設定します。先ほど答弁させていただきましましたとおり、現在、現状分析を行っているため、まだ将来人口推計はお示しすることはできません。ただし、国立社会保障人口問題研究所による愛西市の将来人口推計は5万111人です。

次に、K P Iの関係でございますが、K P Iとは各施策の効果を客観的に検証できるようにするための数値であり、重要業績評価指標のことです。K P Iのほうは、総合戦略の各施策の中で検討していきたいと考えています。

次に、目標達成のための手段と根拠についてでございますが、今後市内及び津島市内の高校3年生を対象に実施するアンケート調査結果や最近愛西市が行った各種調査結果、または総合戦略推進委員会の委員の所属団体などを中心に実施する団体アンケート結果等、多様な意見をお聞きしながら施策の検討をしていきたいと考えております。

続きまして、進捗状況の関係のほうに移らせていただきます。

現在、庁内のワーキングチームのメンバー、市内各種団体、総合戦略推進委員会の公募委員等からの施策提案を整理しているところであります。また、高校3年生を対象に行うアンケート調査や過去の各種調査結果を分析し、どういった施策が有効であるかを検討していきたいと考えております。

次に、どこかの市町と連携協力についてはということでございますが、地方先行型実施計画に上げております長良川2020年東京五輪事前キャンプ誘致事業を、海津市、桑名市、愛西市の3市が連携して、長良川国際レガッタコースで事前キャンプの誘致事業を展開していきます。

続きまして、盛り込む内容につきましてはということで、国の総合戦略で定める4つの政策分野、「地方における安定した雇用を創出する」、次に「地方への新しいひとの流れをつくる」、次に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつく

り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、この4つを勘案しながら基本目標を設定し、施策を盛り込んできたいと考えております。

次に、戦略の策定段階での議会における審議につきましてですが、ある程度の施策案が出てきた段階でお示しする場を設けたいと、このように考えております。

次に、本市の特色と資源につきましては、湿地帯を生かしたレンコン、各種新鮮野菜の産直施設のある道の駅、立田大橋周辺の木曾三川公園を中心としたレクリエーションエリアなどがあります。さらに、総合戦略推進委員会の委員や各団体の御意見を聞きながら、施策を検討していきたいと考えております。

最後に、グリーンツーリズムに関しましては、検討課題の材料の一つというふうに捉えております。以上でございます。

### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは小・中学校の教育環境についてということで、トイレとプールについて御答弁申し上げます。

まず最初にトイレの関係でございますけれども、市内小・中学校の現状といたしましては、おおよその学校で校舎1棟1フロアにつきまして、男女とも最低1カ所以上の洋式便器が設置してあるのが現在の状況でございます。

2点目でございますけれども、多目的トイレは緊急時に必要と考えるがということでございますけれども、学校の屋内運動場のトイレにつきましては、災害時の避難所施設となる点においても、高齢者やけが人の使用も考慮され、洋式便器の必要性も高く、さらには多目的トイレの設置も進めることが必要と考えております。

次に3点目でございます改修要望は今どれくらいあるかということでございますけれども、現在、洋式便器しか使用したことがない児童・生徒が多いこともあり、洋式便器をふやすトイレ改修は、学校施設の環境改善の意味からも重要であると考えております。また、校舎同様にトイレも老朽化し、排水管の詰まりやにおいの問題も多くあり、小規模または大規模なケースとさまざまではございますが、保護者の方や学校側からもトイレの洋式化を含めた改修の要望も例年10校程度ございます。

次に4点目でございますけれども、今までの校舎1階から3階までの大規模なトイレ改修工事といたしましては、佐屋小学校、永和小学校を実施しております。しかしながら、校舎及び体育館のトイレともに現在進めています屋内運動場のつり天井の関係でございますけれども、落下防止対策工事を第一優先としておりますために、平行して大規模な改修工事を行うことは、現時点では難しいのではないかと考えます。改修時期、規模等を財政部局と協議しながら、今後計画を立てて進めてまいりたいと考えております。

次に、学校プールの老朽化ということでございます。2点御質問をいただいております。

1点目でございますが、佐屋プールの漏水の原因と修繕費用はということでございます。佐屋小学校のプールにつきましては、漏水が6月15日に発見され、水抜き後に漏水箇所を調査い

たしましたが、排水管の漏水と見られ、改修が必要と考えております。新年度、プールが使用できるよう、今年度、再度調査を行い、改修工事が実施できるように計画をしておりますが、改修費用につきましては現在調査中でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、今後のプール対策ということで、建築年の古い老朽化しているプールから順次計画を立て、方策等は検討していきたいと思っております。

また、児童・生徒の安全確保の面からも急務としている屋内運動場のつり天井等の落下防止対策を現在第一優先として進めることもあり、点検結果による大規模修繕を行っていくことには、現時点では難しいのではないかと考えております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

それぞれ御答弁、ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をいたします。

先に、学校トイレの修繕について質問いたします。

学校トイレの修繕に要する費用に国・県の交付金はありますか、お尋ねします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

トイレ改修に要する費用の国・県の交付金ということでございますけれども、トイレ改修におきましては、平成24年度佐屋小学校の南校舎東棟、26年度におきましては永和小学校北校舎西棟と1階から3階までの大規模改修を実施しております。その工事におきましては、文科省の交付金のメニューにあります大規模改造事業ということで、トイレでございますけれども、これにつきましては補助率3分の1ということで、事業費につきましては400万円以上から2億円以内ということで、そちらの交付金を活用し、工事を行っております。この補助要件としましては、トイレ環境を改善するための全面的な改修となりますので、よろしく願いをいたします。

**○6番（高松幸雄君）**

24年度の佐屋小学校と26年度の永和小学校で大規模な改修の交付金を活用したとの答弁でございましたけれども、この交付金に関しては、今も大規模改造事業交付金として使用することはできるのでしょうか、お尋ねします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

現行制度は変更されておりませんので、現在もこの交付金については利用できます。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

避難所である体育館だけでも、屋内運動場のつり天井等落下防止対策工事の際に、同時に多目的トイレを設置することはできませんか、お伺いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

今回、9月より行いますが、屋内運動場の非構造部材の耐震対策工事につきましては、先ほども申し上げたとおり、文科省の交付金メニュー、トイレと同じようでございますけれども、利用をさせていただいております。防災機能の強化を事業を活用して工事を実施しておるわけ

でございますけれども、あくまでもこの事業につきましては大規模空間にあるつり天井等の落下防止対策が目的でありまして、トイレ改修については設計内容に盛り込んでいないため、同時という工事では不可能であると考えております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、トイレ洋式化のほかにも、臭い、汚いという悩みも毎年10校ほどありますが、要望があった学校については全て修繕はされているのでしょうか、お尋ねします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

要望があった学校については実施されているかということでございますけれども、例年、各学校から修繕要望を提出していただいておりますけれども、内容といたしましては、老朽化によるトイレの全面改修の要望、簡易的な水洗レバーの故障の修理、洋式便器をふやしてほしい等、大規模な改修から小規模な改修までさまざまでございます。

今年度につきましては、トイレの大規模改修の予定はございませんが、佐屋小学校、立田北部小学校、八輪小学校、北河田小学校、西川端小学校、立田中学校、八開中学校から修繕の要望が出されているのが現状でございます。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

おおよその学校で校舎の1棟1フロアに男女とも最低1カ所以上の洋式便器が設置してあるとのことでしたけれども、男子トイレはともかく、女子トイレに洋式便器が絶対的に不足しているので、できるだけ早期の対応を要望いたします。

最後に、トイレの改修についての市長の見解をお尋ねします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から答弁をさせていただきます。

トイレ以外に、市内の小・中学校施設におきましては、全体的に建築からかなりの年月が経過いたしましたして、老朽化が著しい学校施設も現在ございます。また、議員御指摘のとおり、毎年各小・中学校から施設の修繕などは多くの要望もいただいております。

しかしながら、要望される学校におきましては、ほかの愛西市内の学校の現状を見てということではなく、その先生が見える学校のイメージで要望されるということもございまして、各学校の要望等、現地確認を行った結果、緊急性は必ずしも一致はしないというふうに思っております。市といたしましては、できる限り児童・生徒の皆様の学びやすい環境提供のため、現地確認を確実にを行い、計画的に修繕などを実施しているというふうに思っております。

特に、御指摘いただいたトイレ改修につきましては、私も各学校全て確認をさせていただきますして、早急に解決をしたいというふうに感じた学校もございまして、トイレ改修工事を実施した学校もございまして。

部長からも御答弁させていただきましたが、現在、国からの指示によって実施しております児童・生徒の安全確保のための非構造部材の耐震化工事が優先をされている、そしてまた補助につきましてもこちらが優先されて補助がつくという現状でございますので、今後の学校の修繕などにつきましては、現地確認などを確実にを行い、計画的に進めていかなければならないと

いうふうに思っております。

とにもかくにも、国の補助を確実にこういったものにもつけていただきたいというふうに私どもは考えておりますので、皆様方にも御尽力いただきたいというふうに感じております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

当然、体育館の屋内運動場のつり天井の落下防止対策工事、命に係ることなので最優先だということは重々にわかっておりますけれども、学校によって本当に、今回私も全小・中学校、19校を見てまいりましたけれども、差が大分あるというのを感じましたので、本当に要望があった校長先生のところは最優先で、洋式便器、またよろしくお願ひしたいなと思います。

続きまして、学校プールの老朽化対策についての再質問をさせていただきます。

佐屋プールの漏水について、保護者の方から、もっと早く対応できなかったかという不満の声がありました。漏水原因の説明は事前にされましたか、お伺ひいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

保護者の方への説明ということでございますけれども、保護者の方へにつきましては、6月16日に学校から保護者宛ての御案内にて、プールの漏水が発生し、使用できなくなったということをお伝えさせていただいております。さらに、同月22日には、同様の学校から保護者宛ての案内にて、プール授業につきましては、佐屋西小学校、市江小学校、立田南部小学校をお借りしまして水泳指導を行うことの日程の連絡をさせていただいております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

今回の件につきましては、本当に事実の説明が丁寧にされていれば、不満の声が上がりなかつたんじゃないかなあという点もでございます。今後は、保護者の方への誤解がない説明をぜひお願ひいたします。

次に、プールの修繕費用について、現在調査中であるということでございましたけれども、少し遅くはないですか。また、現在どのくらい進んでいるのかお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

佐屋小学校のプールに関しましては、6月初旬にプール開きが行われているため、年度内に工事完了を目指して準備をしている状況でございます。改修箇所の実施設計を発注いたしまして、改修費用を確定させてから、12月議会におきまして補正予算をお願いする予定でございます。年明けに工事を発注させていただきまして、年度内に工事完了を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○6番（高松幸雄君）**

今の話ですと、費用に関係なく工事がされるということのようですけれども、改修工事を実施する場合、来年のシーズンまでには必ず終了するのでしょうか、お伺ひいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

改修箇所につきましては実施設計を委託するため、設計が完了し、改修費用が確定しましてから、先ほども申し上げたとおり、12月に補正予算をお願いする予定でございます。1月に工

事入札を行いまして、年度内に工事を完了させるため、来年のプールのシーズンには影響はないと、そういう計画を立てております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。では、費用にかかわらず改修されるということで、来年また同じようなことを言われることがないように、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続きまして、30年以上経過したプールが今10施設まだありまして、約半数が30年が経過している状況ですけれども、今後の対策は考えていますか、お尋ねします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

現状といたしましては、市内小・中学校19校ございます、プールの施設につきましては福原分校、佐織中学校を除きまして17施設となっております。その中でも30年が経過しているプールにつきましては10施設ございます。排水管についても鉄製が多いこともございまして、経年劣化が進んでいくということも考えられます。老朽化を考えますと、プールの使用ができなくなった場合につきましては、他校のプール併用も考え、対応してまいりたいと思っております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

今後、少子化で小・中学校の統廃合が予想され、改修のタイミングが難しくなると思います。佐織中学校にはプールがなくて、北河田小のプールを使用しているが、授業には支障がないとの話がございました。

朝日新聞には、1校1プールが原則だった公立学校のプールを見直して、水泳授業をスイミングクラブに委託したり、数校で拠点プールを設けたりする自治体が相次いでいるとありました。老朽化が進むプールを改修するよりも安上がりだという一方で、見直しに対する国の基準がなく、自治体任せの状況に、事故時のトラブル対応や教育の質の確保を心配する声も出てるとありました。

千葉県佐倉市の市立西志津小学校は、ことしから市内の臼井スイミングクラブに授業を委託しているそうです。この日の授業は6年生約150人で、泳力別に7班に分かれ、各班にクラブのコーチ2人、教諭1人がつく。水を怖がる児童には、プールの底に台を置いて浅くし、コーチが付き添うなど、指導に工夫を凝らすとありました。

そこで、当市として、今後、水泳授業をスイミングクラブに委託したり、数校で拠点プールを設けたりすることはあるのかお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

スイミングスクールへの授業の委託につきましては、現在のところは考えてはございませんが、数校での拠点プールの設置につきましては、適正な維持管理により施設の長寿命化を図ってまいります。設置年度を考えますと、将来的には一つの方策と考えられるのではないかと思います。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは最後に、市長に今後のプールの授業のあり方についての見解をお尋ねします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

先ほど議員から佐屋小のプールは費用に関係なく改修工事が実施されるのですかということもありましたが、当然、莫大な費用がかかるということになれば、それはまたその時点で検討しなければならないというふうに思っておりますので、現状では来シーズンに向けてやるために設計をしているという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

あと、今後の学校プールにつきましては、学校プールの老朽化は当然のこと、プールの授業の状況や設置基準などを考慮いたしまして、今後、実情に合った対応をしていかなければならないというふうに考えております。議員御提案につきましても、当然、今後の有意義な選択肢の一つであるというふうに考えております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは続きまして、地方創生についての質問をさせていただきます。

愛西市版総合戦略は27年度中に策定することが義務づけられていますが、今後の策定スケジュールはどうなっているか、お伺いいたします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

スケジュールの関係ですけれど、外部委員による第2回総合戦略推進委員会を10月上旬に開催する予定をしております。庁内ワーキングチームから出た施策案を体系的に並べたもので、それでもって協議をしていただく予定をしております。

ただし、この案はあくまでも庁内ワーキングチームから出ただけのもので、今後各種団体からの提案、それから公募委員さんからの提案、そして9月に実施する高校生アンケートからの提案などを踏まえて、12月中には人口ビジョンと総合戦略の策定を固め、1月にパブコメに付し、さらに外部委員会の意見をいただいて、3月中に策定したいと、こんなようなふうに考えております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

先ほど高校3年生を対象に実施するアンケート調査があるという話がありましたけれども、この内容はこういった内容になりますか。また、その内容は地方創生に合った内容になりますか、お尋ねします。

**○企画部長（佐藤信男君）**

まずアンケートはどのような内容かという御質問ですが、現在住んでいる市町村、それから卒業後の進路、今住んでいる市町村を出る場合、その理由、地元で働くための必要な支援は何か、将来の定住場所の考え方と定住するために求めるもの、将来の結婚観、子供を持つことに対する考え方、子育てに必要なこと、将来、仕事につくことに重きを置くこと、そして愛西市をどう感じているかなど、18の設問に答えていただくものであります。

続きまして、地方創生に合った内容かというようなことでございますが、卒業後の進路、仕事に対する思い、将来の結婚観や子育てに対する考え方、愛西市についてどう思っているのかといった設問であり、地方創生でいう将来大人になったらこういった希望があり、何を満たし

てあげれば地元で就職し、定住し、安心して結婚、そして子育てができる環境が整うか、また愛西市の魅力などについての設問であります。以上です。

○6番（高松幸雄君）

総合戦略には、他市との連携協力も必要になってくるとあります。隣の津島市と津島市民病院への巡回バスの乗り入れなど等は考えられませんか、お尋ねいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

近隣との連携は今後必要であると、そんなようなふうに考えております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

私の考えですけれども、愛西市は名古屋市のような都会が近くて、緑豊かな農地が多いことが特徴であって、名古屋市民の方に農地を提供したり、名古屋市内の小学生と愛西市の小学校が農業体験の学習をしたりする交流をすることなどが考えられると思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

子供のころに愛西市に親しんでいただくことによっていい思い出になり、将来、愛西市への定住のきっかけになればと思います。施策のほうで検討されれば、そういったことも考えられます。以上です。

○6番（高松幸雄君）

また、観光誘致の一つとして、愛西市の道の駅や観光船などをあわせて蟹江町の温泉施設と連携して売るとは考えられませんか、お伺いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

施策の一つとして、愛西市の木曾三川で例えば観光船に乗って船頭平の閘門など川の景色を楽しんでいただき、道の駅で新鮮な野菜をお買い求めいただき、帰りに蟹江の温泉などでゆっくりくつろいでいただく、こういったコースも検討材料の一つではあるかと、こんなようなふうに考えます。以上です。

○6番（高松幸雄君）

それでは、国の総合戦略で定める4つの政策分野を勘案することですけれども、具体的にはどのような考えがありますか、お伺いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

内容は現在検討中ではありますが、基本目標でお答えさせていただきますが、「地方における安定した雇用を創出する」と、こういった分野におきましては、新規企業の誘致、それから新サービスの育成や愛西市の特徴を生かした農業振興など、施策で考えていきたい。基本目標2つ目なんですけど、「地方への新しいひとの流れをつくる」と、こういった分野では、愛西市の魅力発信と観光振興や移住・定住の促進などの施策を考えたり、基本目標3つ目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、こういった分野では、結婚や妊娠を望む人への支援、子育て支援の充実などの施策を考えていきたい。基本目標4つ目の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」、こういった分野では、

これからの高齢社会への対応、安心・安全な暮らしづくりなどの施策を検討していきたいと、こんなふう考えております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

それでは、愛西市版総合戦略策定の段階で、議会とのかかわりについて具体的にはどのように考えていますか、お尋ねします。

○企画部長（佐藤信男君）

議会の方々の意見もお伺いした中で、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

それでは最後に、市長が考える愛西市の地方創生についての見解をお尋ねします。

○市長（日永貴章君）

それでは、地方創生につきましては、御承知のとおり、少子・高齢化が現実のものとなり、全国の自治体が国の指示のもと、人口ビジョンや地方版総合戦略の策定に現在取り組んでおります。

日本の少子・高齢化は、旧来からの各種課題・対策の根底にあったものと思われ、それぞれの地域がさまざまな課題を抱えながら、それらを解決するため、取り組んでいるのが現状であるというふうに思っております。

地方創生は、今までの取り組みも踏まえ、地方の特色を生かしながら進めていかなければなりません。行政のみだけでなく、市民、関係者など、全ての方々が知恵を絞り、汗をかき、行動を起こさなければならないというふうに思っております。

しかしながら、全ての施策などを各自治体の裁量に任せ、競わせるのみではなく、国は国策として必要な部分においては責任を持ち、推進し、国全体の底上げを図る必要があるというふうに思っております。

特に人口減少に対しましては、各自治体が人口を奪い合うのではなく、根本的な課題解決のために国策において計画的に進めるべき課題の一つであるというふうに思っております。

我が愛西市におきましては、自然豊かで、大都市圏名古屋からの通勤圏にあり、暮らしやすいまちだと思っております。

これからの時代、心豊かに暮らす地域づくりをみずからのことと捉え、未来は我々が築いていくという気概を持っていくことが地方創生の基本、根本であるというふうに思っております。以上でございます。

○6番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

私も先ほど申し上げましたけれども、名古屋の都心から近い、そして自然があるまちということは、やはり愛西市はしっかりとアピールしていかなければいけないのかなあと思います。

そしてまた、人についてなんですけれども、中日新聞の尾張版に地元出身のミュージシャン、木谷さんという方、この地域のことを、今言ったことと同じですけど、名古屋にも近いのに自

然が残り、人も余りがつつがつしていないという表現をして、愛西のレンコンでまちをのぞけば、会いたい人たちがそこにいると歌っています。

それからまた、BSテレビ番組で「尾張きらめきを探して」という番組があったんですが、そこで愛西市のレンコン農家で、ビニールハウス栽培をしている愛西市の田名部さん、糸川さんが紹介されました。その方は、ミラノ万博に愛西市のレンコンのカツサンドを出品して、しゃきしゃき感をアピールし、地産地消を訴えていると話していました。

また、そして八開中学校では、愛西市内の洋菓子店エールブランジェと共同で市の特産品のレンコンを使った新しい洋菓子を開発したり、修学旅行で千葉県浦安市で愛西市の特産品を生徒たちが販売したという内容の記事がありましたので、少しそちらのほうを紹介いたします。

八開中学校の校長先生の話なんですけれども、この地域に生きる誇りと自信を持ってほしいと願って、何か地域の特性を生かし、中学生として地域に貢献できる活動に取り組めるといいなあと担任と話をしました。その思いを形にするため、生徒と教師の徹底的なディスカッションが、地域素材を生かした地域のお店とコラボレーションしたお菓子の開発に結びつきました。多くの地域の方に積極的にかかわり、地域について掘り下げてかかわっていく中で、自分たちの地域とそこに生きる人々の温かさやすばらしさを味わうことができました。そして、何より一つ行動を起こすことで、次々と人とのつながりが広がり、自分の思いの実現につながることを生徒たちは学んだのではないのでしょうかとコメントがありました。

先ほどの修学旅行の件ですけれども、3年生43人が修学旅行に出かけ、自分たちで考案した愛西市特産のレンコンの洋菓子など、地元の特産品を売る体験をした。学校で初めての取り組みだったが、野菜や観光PRグッズも含め、わずか半日で完売した。並んだ商品は、生徒が考案したレンコンの焼き菓子のほか、愛西市の大根やキャベツ、御当地キャラクターあいさいさんのボールペンやタオルなどのグッズ、これは全て生徒たちが当日の行きバスや新幹線で手分けして運び込んだ。生徒たちは、見知らぬ土地で見知らぬ人に一生懸命声をかけた。企画から販売までの経験をし、地域に貢献できる人間になったとたたえたとありました。

そして最後に、その売り上げに関してですけれども、宮城県の南三陸町の観光協会からも干物などを仕入れて売った。合計で34万円ほどの売り上げがあつて、全て東日本大震災の被災地へ義援金として代表が直接届けたとありました。寄附したのではなくて直接届けたというところに、私もすごく感銘を受けました。

本当に愛西市には郷土愛のあふれる人がたくさんおられます。そういった人たちを育てることも愛西市の地方創生ではないでしょうか。そう思って、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

6番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時11分 散会

